

第十九回国 参議院地方行政委員会會議録第十五号

公聴会

昭和二十九年三月二十七日(土曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長

内村 清次君

理事

石村 幸作君

堀 末治君

館 哲二君

委員

伊能 芳雄君

伊能 繁次郎君

長谷山行毅君

小林 武治君

島村 軍次君

松澤 兼人君

笹森 順造君

加瀬 完君

政府委員

奥野 誠亮君

自治庁事務部長

事務局長

常任委員

福永与一郎君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

常任委員

伊藤 清君

本日開会に付した事件
○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○入場費と税法(内閣送付)
○昭和二十九年の揮発油課税と関する法律案(内閣送付)
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○委員長(内村清次君) これより地方税法の一部を改正する法律案、入場費と税法、昭和二十九年の揮発油課税と関する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会の公聴会を開会いたします。

○公聴人(小幡治和君) それでは私から意見を申し上げますが、只今委員長からお話のありました通り、現在の地方税法におきましては、昭和二十五年のシャウブ勧告に基づき、国と府県と市町村のそれぞれに独立税源を与え、従来のような税に對して府県並びに市町村というものが附加税をつけているというふうな従来の相互依存関係、そういうものをそれぞれ分断いた

しまして、地方の財政というものはそれぞれに独立税源を与えて、そうしてそれらの仕事をさせて行こう、そのために事務というものを検討しようというふうな考え方、大方針に基いてきめられたのが現行法になつておるのでありますけれども、併しその後の情勢をずつと見て参りますと、そのときにシャウブ勧告において予定された事務の再配分ということが非常に不徹底でありまして、而もその間に府県、市町村のこの三者に与えた財源というものに不均衡と不合理が相当生じておる。そのときにすでに生じておりました。その特に考えられなければならないのが、国及び市町村にシャウブの勧告に基いた税制としては非常に重点が置かれております。先ず自治体としては市町村というものを主として考えます。そのことから、自治体に市町村としての独立税源を相当与える、そうしてあと国というものがやはり大きく国の税源というものを持つておるといふことで、府県というものは国と市町村との丁度中間の団体という意味において、両者において十分に税源をとられたそのあとの余りものと云いますか、そういうふうなもののが府県に与えられたというふうな恰好に相成つておりました。今日まで府県はそのために毎年毎年府県財政の上において非常な財政難を繰返して来ておつたわけでありまして、その財政難というものを何によつて補つて来たかと言へば、平衡交付金というふうなものに依存をいたしまして

て、殆んど毎年平衡交付金の増額運動というものが繰返されるというふうな実情になつておつたわけでありまして、今回の地方税制の改正という問題は、これらを是正せんとするものでなければならぬというふうに私は存じます。そういう面から見ますと、第一に国から自治体に財源を与えなければならぬ。それで国というものが非常に今大きく財源を取つておる。地方の実情を見ますと、今度の予算なんかで見られましたように、まあ非常に農村の実に細かいものに対しては国庫補助というものが与えられるというふうなことで、殆んど国が税源を持つておつて、そうして更に細かいところまで国が国庫補助の名目においていろいろ関係をして来るというふうなことになるのであります。そういうふうな面を一切排除いたしまして、国は国としてやらなきやならん問題だけを処理するといふことで、できるだけ自治体に任せるという建前から考えられますならば、国から自治体に財源を与えるといふことが第一の根幹でなければならぬ。第二には、そういう与える財源というものは飽くまでも独立財源でなくてはならないと思ひます。第三は、而もこれらのいろいろな財源というものが与えられますけれども、それらが自治体の相互間、即ち府県と市町村の間及び府県相互の間、要するに富裕府県と貧弱府県と言いますか、そういうふうな自治体相互間に財源配分という

ものの平衡化と合理化がされなければならぬ。いろ／＼この問題につきましても、まあ富裕府県と然らざる大部分の府県との間に与えられた財源についていろ／＼な問題が生じておりまして、まあこういう問題についてこの際再検討すべき時期である、これがその第三の問題。第四に、特に府県には税種につきまして住民負担分の形のものがない。府県全体、府県というものが自治体であり、府県というものが府県全体の住民というものが府県のいろ／＼な税を負擔する上において、まあ府県全体が或る程度分任をする、分任をするという体制のものでなければ自治体としての正しい姿ではないというふうに思ふわけであり、第五に、そういうふうないろ／＼な税制改正をいたしまして、最後に残るものは、やはり如何なる税源を手へても貧弱なる府県というものはそれだけの税源ではやつて行けないというふうな状況になりますので、これらに対しては安定した補填方策というものがとられなければならぬというふうに思ふのであります。

この五つの方針というものを体して税制の改正というものを考えなくちゃいけない。然るに今回行われようとしておるところの地方税法の一部改正案というものを見て行きますと、まあ我々としては次のような意見が出て来るわけであり、

第一に、自治体相互間に税源調整を加えたのみでありまして、即ち県民税を創設して、そしてそれを市町村民税からまあ税源というものを取つて来る。又償却資産税というふうなもの、やはり市町村の税源というものを府県

に移して行くというふうなわけで、府県と市町村との間の税源調整というものを加えたばかりでありまして、国からの調整というものが大幅に考えられておられない。まあたばこ消費税とか少しありますけれども、併しこれもほんの一部でありまして、国からの調整というものが大きな眼目であるにかかわらず、これが考えられておられない。これがまあ現在の改正案における私は一番大きな欠陥じやないかというふうに思つております。府県の実情から見ますと、昭和二十八年度の府県税収の総額というものは歳入総額の僅か二割五分に過ぎない状況であります。まあ島根県、鳥取県というふうな最低の県におきましては、幾ら自分の県の中で税収を仮に集めて見まして、歳入総額の二割に達しないというものであります。それから、とてもこれは自治体としてまあ自主独立というふうなことは財政的には不可能な状況であります。で、今回の改正の実情を見まして、こういうふうな状況ではやはり中央依存というものの繰返しに過ぎないというふうに思ふのであります。折角の改正において、もつと思ひ切つた国からの調整というものが考えられなければならぬというふうに思ひます。

第二には、独立税源としてそれじや新たに与えられたものは何かといひますと、不動産取得税とたばこ消費税だけでありまして、而もまあこの二つのほかに従来の府県の独立税の中で三つ、事業税と遊興飲食税と、入場税とこの三つが府県の独立税中の大きなものであつたわけであり、その中の一つの入場税というものを譲与税に切換えるということは、これはもう我

我々としてどうも遺憾に思ふ次第であります。まあこれは今までも御承知の通り、たばこ消費税というものと酒消費税というものが一緒に考えられて、たばこ消費税と酒消費税というものを一括して我々としては要求いたしておつたわけであり、その中でたばこ消費税だけが与えられて、酒消費税というものが与えられておられない。要するにたばこ消費税と酒消費税というものをこれは共に加えるというふうなことにするか、そうでなければ税率を引上げるというふうにするべきであると思ひます。又入場税の問題も、まあたばこ消費税、酒消費税と、こういうふうなやつて来たと同じように、今までの経過から見ても入場税と遊興飲食税というものは一体として一連のものとして考えられて来たわけであり、したが、今回これをやはり二つに分けまして、入場税だけを國に移管して譲与税にするという考えになつております。

でこれなんかもやはり折角独立財源というものを与えるというふうな建前で行く以上は、入場税というものを遊興飲食税と同じように府県にそのまま独立税として残して置くほうが妥当であるというふうに思ふのであります。それから第三に、自治体相互間の均衡化の問題でありますけれども、今回市町村税の中の特に不合理と思はれておりました償却資産税、これをもう少し広域な自治体であるところの府県税に償却資産税というものを創設され、これは非常に私たちがとしては當を得たものと思つておりますが、又その中で府県民税というものの創設というもの、これは次に理由を申上げますけれども、これも非常にいいことだ

と思つております。併しここで問題になりますのは、府県相互間の不均衡をどう是正するかという問題でありまして、富裕府県と然らざる府県との不均衡という問題がよく問題になるわけであり、まあ、原案の入場譲与税、これを以て或る程度の調整を図るというふうなことでありますけれども、併しこれは先ほども申上げましたような理由もありまして、どうかというふうに思つております。その点については、要するに第二の理由において入場譲与税というものは府県の独立税として置いておくということになり、第三の自治体相互間、府県相互間の不均衡を何によつて是正するかということになりますと、これはたばこ消費税の富裕府県における特例法、富裕府県がたばこ消費税の或る額を中央に納めまして、そうしてそれを然らざる府県に配分するという意味の一つの特例法を設けて、そして大体同等額においてこれが補正できれば、府県相互間の不均衡の調整というものはそういう方法でもできないことはないというふうな存するわけでありまして、これができれば筋として入場税というものは府県に残しておいて、そして府県相互間の不均衡はこれをたばこ消費税によつて是正するということも一つの妥当な方法であると思つております。併しこういう譲与税の配分の面におきまして、ただ人口だけでこれを按分して譲与するということに對しましては、これは一考を要すると思ふのであります。人口が多くても、人口が非常に多くて密度が高いというふうな所と、それから仕事は山ほどあるところの非常に広域な府県の地域を持つておる、併し人口

は非常に少いというふうな所におけるものと、ただ人口だけで処置するということについてはどうかというふうに思われるのであります。

それから第四に、現行の府県税におきましては、納税者は府県住民全体の僅か三十四％に過ぎないのでありますから、而もそれが大市民とが町民である農山漁民というものが殆んど府県税を納めない実態でありますから、府県自治の精神からこれは面白くない。どうして府県民税の創設というものは、この意味においてやはり自治体として住民全部が分任するという意味において賛成であります。併しこの府県民税というものは市町村からこれを割いて行くというものでありますから、その意味においては私は不賛成であります。やはりこれは所得税附加税というふうな意味のものを加味いたしまして、そうすると所得税の大体対象者というものは一千万人で、府県民税の対象者というものは二千万人であり、それから、半分以上ではないかということになります。そうしますと、所得税附加税式のもので大半は考えますが、府県民の分任の精神から均等割というものを考へるということにして、これは極く小額のものにするということにして行きますれば、均等割に對しての府県住民の分任制度も確立いたしますし、又財源の主なるものというものは所得税附加税式なそういうものでやつて、そしてここで國から府県に大きく財源を委譲するというふうなものにして頂いて、そして府県民税の代りにそういうものを考へるということをお願ひいたしたいと思います。

とを願ひいたしたいと思います。

第五に、財政貧弱府県への平衡化配慮の仕方につきましては、従来の毎年政府の財政力に左右される平衡交付金制度というものを是正しまして、国税の一定割合を交付して、その率も原則として変更せずに、地方財政に安定性を与えるところの今回の地方交付税制度に切替へんとする原案につきましては、賛意を表しますけれども、ただこゝでその一定率というものが妥当であるかどうかというところは疑問に思いますが、即ち昭和二十九年度の地方財政計画におきまして、既定の規模に對して地方制度調査会において三百六十億円の是正を妥當と主張しておるのに対して、僅かに政府におきましては百五十億円の是正をするに過ぎないような、そういう政府の考え方を基礎として、この交付税というものは三つの国税のそれぞれ百分の二十で足りるのだというふうな考え方、即ち百分の二十をここに出して来た基礎の考え方そのものに非常なこれは無理があると思つておられますので、この原案の百分の二十で足りるという率につきましては、再検討を要するというふうに存じます。

更に繰入税種であるところの国税の減税若しくは不況なときにおける減収、又は地方財政需要の必然的増高等によりまして不足を生じた場合、これが調整措置として借入金で以て確保すること、若しくは余剰を生じた場合には余剰を積立ててその後の不足に充足すること、即ち借入と積立の制度というものを法定いたしておきませんと、百分の二十なら二十という法定の率において余りこれを固守いたしてしまふと、そこに不合理というものが

が生じますので、不足のときは借入で処置する、余つたときにはそれを積立てるといふふうな一つの調整工程というものの必要があるというふうな存じしております。

以上の諸点を更に一つ御考案の上、一応の今回の改正を行ひまして、将来どうしても国からの地方財源委譲というものを一つと根本的に考へべきではないかということが私の意見であるわけでありまして、どうぞ一つこのうら点十分御参考になされまして、今回の改正に當つて今までのいふ／＼な不合理というものを直して頂きたいというふうな念願をしてゐる次第であります。

○委員長(内村清次君) それでは富山市長富川保太郎君。

市長富川保太郎君。それでは富山〇公進人(富川保太郎君) 平素地方自治体のことに何かとお世話をお願いしております。皆様は厚く御礼を申し上げますと同時に、今日又今度の地方税法改正についての意見を述べさせていただきますことを有難く存じております。極く概略を申し上げたいと思つております。

今日の税制がシャウプ勧告に基くものでありまして、このことの欠陥、特徴等につきましては詳しく御存じのこととでございますので、改めて申し上げます。併しなが必要もないと存じます。併しながら、一応シャウプ勧告というものの建前のいいところはどこまでもとつておかなければならぬと思つておるのであります。いろいろ欠陥がありますれば、これは順次統制の税制の中において国或いは府県、或いは市町村、三つがおの／＼独立した税源を持つてゐるこれらのよさをどうかしてよくま

とめながら、おの／＼の収入を充足するよう工夫をしなければならぬものと考えているのでありまして、今日の地方税法の改正におきましては、これをただ余り意味もないに複雑混乱に、例えば県民税において、或いは固定資産税中の償却資産税等において、錯綜したものに参つて参るといふことは私はとらざるところでございまして、こうしたシャウプ税法によりましては、欠陥が起きて参りましたことは、府県及び市におきまして累年赤字を出しているところ、その弱点を露呈して参つてゐるわけでありまして、赤字の原因につきましましては、これ一つというものは申上げかねるのでありますが、併しながらその大部分は税源の配分、或いは行政配分、それらのことが実情に沿わないというところが最大の原因であると思つておられます。このことはよく御承知のことと存じます。このことはよく、地方制度調査会におきまして、約三百億に余るものが税源として不足しているというところを御答申になつておること、明瞭に見えるわけでありまして、そこでこれらのことを是正するため地方制度調査会をお設けになりまして、各権威のかたんに長く御調査頂き、御答申を頂きます、非常には御努力になつたにもかかわらず、政府はそのうちのみずからのやりいことを取上げて、やりにくい困難があることを考えられるようなものについて根本的な調査会の案を取入れないで、取捨をみずからの都合によつて判断してやつてゐるというものが今の地方税制改正案であると考えているのであります。そのことにつきましましては、或いは

地方制度調査会の立案によつて、その線に沿ひながら立案をしたと言われまが、遊興飲食税の国税移管取りやめ、たばこ消費税率の引下げ、或いは不動産取得税を創設するといったようなことで、殆んど答申に反したことが出て参り、或いは又尊重しているというところで都道府県民税の創設をし、或いは償却資産税を創設するといったようなことは都合のいいほうとして取上げてゐる。こういつたお互い矛盾したようなやり方をされてゐるというのが今の地方税法の改正であると考えられるわけでありまして。

先ず、税財政のことは制度の改正が先行しなければならぬと私は考えてゐるのであります。例えば警察制度、或いは府県の性格、或いは町村合併といったようなことが先行して参りまして、そのことによつて起る変化を税制或いは財政のところで按配して、その制度がうまく運行できるようにして参るといふことが必要であらうと思つておられますが、今日は、ものは平衡と言ひながら、余りに平衡過ぎて、同時に審議せられる結果、そのところには跛行のものが生まれる危険があるのではなからうか。かように考えてゐるわけでありまして。

今日の地方税法の改正は、先ほどの福井県知事さんのお話のように、マイナスのものとマイナスのものの間で税が往復してゐるといつたことでありまして、このマイナスを、府県も市町村もマイナスである、不足であるということとを、若し赤字でないように、財源に困らないようにということであるならば、国の税収、国にこれを面倒を見てもらわなければならぬにかかわらず、

国の面倒は極く僅かにしておいて、警察制度が動くということでは市町村から府県のほうへ税を移して行く。そうして府県の警察制度の新しくできて来るものに充足するだけに足らないようなものを持つて行つてやろうというところでは、双方の赤字はいつになつても解消できるものでないと思へられるのであります。然るに国のほうは非常に充足せられてゐるという数字が出て参るわけでありまして、私のほうで昭和二十七年の計を見ますと、歳入が昭和十六年の百二十五倍になつてゐる。歳入は昭和十六年に比較して二十七年は百二十五倍になつてゐる。歳出は百七倍ではない。地方におきましては、道府県のほうでは歳入が二百五十三倍伸びてゐる。市におきましては歳入が百二十三倍にしかならないに歳出が二百九倍になつてゐる。こういうことで、国が歳入が余つてゐるにかかわらず、道府県、市のいづれも、歳入のほうで歳出を賄うに足らないということになつて参つてゐる。この実情を救うには、国が思い切つて道府県市町村地方自治体というものを培養するように税法を変え、財政計画を立直してやらなければ、いつになつてもこの赤字というものは消えて行かんということになりまして、先ほどの福井県知事さんの御説には、我々も非常に賛成するところでありまして。現行法で参りますならば、若し警察制度が変わると考えますと、警察制度のマイナスを市町村から取つて府県へ渡すということは、今までの市町村の赤字はそのまゝにしておくと、国にこれを面倒を見てもらはなければならぬにかかわらず、

費税等によつて多少は補うということ
が考えられるようでございますが、併
しなれば、市の立場から申し上げます
らば、たゞこの消費税は市町村民税の一
部が府県民税に取られて行つておると
いうことが一つあるわけでありませう。

償却資産税が設けられて、固定資産税
の償却資産税が又府県税に變つて行つ
た。こういうマイナスをどこから持つ
て来るかというのを考えなければなら
ないわけでありませう。こうすると、現
在の市は今日の現行法によつて行つた
りも改正案によつて若し行つたならば、
六十八億のマイナスが生じて参るとい
う結果になつて参るわけでありませう。

このことは、赤字を累年續けておりま
する市というものの財源を殖やすとい
うことは必要で、小さくするとい
うことは以てのほかであると考えてお
るのであります。こういうふうにより主
的財源をだん／＼小さくして参ります
ことは、基本的な自治団体であります
市をます／＼窮地に陥れまして、到底
自治というものにならないということ
になつて参る危険を非常に強く感じて
おるわけでありませう。なおこの上に地
方財政計画といったものを、歳出面を
非常に圧迫して歳入を非常に大きく水
増ししてやるということ、数字を以
つて申上げますとよくわかり願へる
と思ふのであります。時間もございま
せんので、このことは数字は又お手
許へ何かの機会に差上げたいと思ふの
でございますが、申上げましたよう
に、だん／＼赤字が増加して参るとい
う結果はよくお見取りおき願へると思
ふのであります。

そこで、以上のような概念的な考え
方の下に、今の具体的な地方税法の改

正について意見を申し上げますと、道府
県民税を創設するということについて
は、税を府県と市町村がたゞ不足同士
がやりとりするということが一つ、こ
れは若し府県において国家も不足であ
ることを認めておられるのであれば、
国家が国家事務を六五％若しくは七
五％、多く言う人は八五％以上国家事
務をやつておるといふ点に対して、国
が税源を与える、国が財源を与えるとい
うことでなければならぬと思つてお
るのであります。市町村がみづから
の身を削つて府県の財源を培うといふ
ようなことは、マイナスを更に大きく
するだけであつて、不足者と不足者の
取引は御免さうございませう。若しこ
う考へておるのであります。若しこの県
民税が負担分任の考へ方であるとい
つたならば、負担分任にはなかなか
かなりにくいと思つておるのでありま
す。事業税の納入者は福井県知事さ
んのおつしやるように都市に集中的に
おるわけでありませう。これがとりあ
えず又所得になりまして、所得によつて
県民税をあげることにいたしましたし
て、同じような税源偏在が起きて、負担
の不均衡が起きて参るわけでありま
す。而もそれについて均等割を以て
応ずるといふ考へ方でありませう
が、均等割がございませうために現在の
税法改正案によりまして、市町村が徴
収いたしました府県民税を県へどうい
うようなそろばんを生ずるのか、非
常な大きな困難を生ずるのであるか
ら、そのことは何か二割であるから、
集まつた市町村民税の二割を集つた
おつしやいませうが、それではそろ

が立つて参りませう。均等割がありま
す以上は、さうしたそろばんは立つて
参らないわけでありませう。そこでそれ
を無理に細かく分類して立てようとい
つたならば、手数の点においては四十
倍、何層倍という大きなものになつて
参りまして、殆んど不可能でありま
す。同時に法律の建前からいいたしま
しても、地方税法二十一一条の規定から考
へれば、これを變へない以上は、二十
一條の改正がない以上はできないこと
だと私は考へておるのであります。

不動産取得税の創設のことについて
は、これは固定資産税の償却資産等の
名目を変更して固定資産税を取らうと
いうことであり、それを府県に与えよ
うということであると思ふのでありま
す。これは課税される客体の所在地が
その客体について、これらのものはどう
しておりますので、これらのものはどう
しても客体所在地に所屬せしめてサ
ービスの万全を期さなければならぬ、こ
ういふように考へておることが一つ
と、先ほど申上げましたこれは固定資
産税の名目変更のものであると考へま
して、このことは同じように知らん県
へ持つて行こうというつさらん考へ方
の税だと思ふのであります。償却資産
のほうはこれは同じ客体について二つ
のところから税を取りに参るといふこ
とになるわけでありまして、このこと
は複雑混乱というこの最大のものと
考へるのであります。世の中によく評
価の不均衡が言われておりますが、こ
れは長い期間を訓練しなければなら
なかつた、非常に短時間の実績を以
て批判しようとする危険があると思
ふのであります。又限にいたしまして

も、日本の国は小さいと言いまし
て、四十幾つに分れておるわけであり
まして、やはり同じように府県間の不
均衡というものが出て参るということ
になるのではなからうかと思ふのであ
ります。今日は大体はこの不均衡は是
正せられつゝあつて、何らの不安もな
いとは考へております。

それからもう一つは税源の偏在は正
しいことがございませう。これは私も
肯定するものでございませうが、この
とは現行法の三百九十一條の運用によ
つて十分には正し得る途が開けてある
わけでありまして、償却資産を作らな
ければ税源は正にならない、偏在は正
にならないといふような考へ方はとら
ないものでございませう。若しつと税
源偏在は是正の必要があるならば、日
本の税源偏在は是正を考へなければなら
んことでありまして、ただ市町村と府
県とだけの間において税源偏在の不均衡
があるかと言いますと、さうではなし
に、府県間において更に激しいものを
見ますと、この方法では税源偏在は正
しいものが殆んどその目的を達しな
いものと考へておるのであります。

そこでいま一つ、たゞこの消費税のこ
とについて申上げたいと思ひますが、
我々は今申上げたように、県との
間の差引取引は何らの効もなしとであ
ると申上げました。然らば両方共に財源
を与えて、國が両方の赤字を負担して
行くにはどうしたらいいかということ
であります。それについては福井県知
事さんのおつしやつたように、所得税
の附加税のような方式をとることが第一
の方法であらうかと考へます。若しこ
れも余りに多過ぎるといふような嫌
いがございますならば、國家の歳入が余

ておりますので、現在その一部を地方
税に還付するといふ形をおとりになり
ました。たゞこの消費税を考へなければなら
んことのひとつと考へておるのでありま
す。これは地方制度調査会がたゞこの消
費税の地方のほうへ廻す分といつたし
ましては、百三十分の十、百三十分の
二十、府県には百三十分の十、市町村
には百三十分の二十といふことを答申
いたしておりましたのに、今度の改正案
は府県に百三十分の五、市町村に對し
ては百三十分の十といふように半分に
減らしておるのであります。これはた
ゞこの消費税を余り地方税に廻さないで
國家の負担を成るべく軽くしておい
て、不足分の府県と不足分の市町村を
数字の上で歳入を水増しし、歳出を無
理に圧縮しておいて辻褄を合せまし
て、たゞこの消費税を百分の五、百分
の十でこれぞそろばんが合ふと、こうい
たさういふことでしかないと見える
のであります。結果的な議論でありま
して、甚だ不適当な言ひ方でございます
が、さうしたことも考へられる。國の
収入が今所得税においてか何において
か上つておりますならば、たゞこの
消費税を十、二十にいたしまして、
國の歳入には大きな變化を來たさな
いので、両方とも助かることである
ので、さうしたことを負担分任
であり、税源偏在は是正といふこと
に大きな役割を果して来る、満足せし
めるといふような方法と考へられるもの
であらうと思ふのであります。

大體私たちの考へを申上げました。

○委員長（内村清次君） それでは次
に、日本中小企業団体連盟税制委員長
山田正作君。

おつしやいませうが、それではそろ

顧みますれば、シヤウブ勸告により

ることになりました。即ち

也。乃子文云：且夫義錄爲一

これが商工支出であります。農林関係

事業税は元來地方公共団体から諸

農業関係施設に多額の支出をしつ

の費用を負担の費に下ざるなりな

步
四
三
二
一

步
四
三
二
一

今日の地方行政において、**国税の所**

酒を専らにしている大会社の重役が

、繁華の町河を周るが、今更なる氏頭

明朗なる事業税の根本的改革乃至廃止

実情も拜聴いたした次第であります

第一に個人事業税の税率を一律に5%下げることです。今回の改正では

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

物としての性格が一段と不明確になつ

千万円に引上げしということを伺つ

上してありますから、その相換となり

費を給料として基礎控除するということをすれば、事業所得の三十万円控除というものが相当の基準ではないかと考へられますので、私どもは友交団体が主張する三十万円控除をとる次第であります。然らざれば過重な税金に苦悶せざるを得ないのであります。これらの点につきましては、委員各位の深基なる判断を要請する次第であります。

御承知の通り、この戦争と敗戦によりまして、大企業が壊滅し、財閥は解体せられまして、終戦以後数年間というものは国税を賄つたのは殆んど中小企業者でありました。当時福井の機屋さん、或いは横浜の家具屋さん、名古屋の漬物屋さんが長者番附の最高位になつておりました。かくのごとき当時中小企業者は全面的に日本の国税を、税金を負担しておつたのであります。併しながらこのために無理な課税が横行せられまして、恐ろしい税務署の強行方針がとられました。今思い出しても戦慄せざるを得ないのであります。当時個人営業では生活の本拠まで根こそぎ持つて行かれるという実情でありましたので、極左派のつけこんで出た来ましたが課税上種々問題を起し、今日といえども大蔵省あたりで非常に問題になつておりました企業組合が統々としてできました。そうしてその数は今日においては一万五千にも達しております。今の法人と個人との差別待遇をこのまま継続されますならば、当時の企業組合ができたように現在の個人は合法的に会社組織として、そして少くとも税金の軽減を図ることになるのではないかと存じます。納税力ある中堅層の安定なくして国家の基礎が確

立せられないことは、国の東西古今を問はず国家の鉄則であります。然るに戦前我が国の中堅層である納税者であつた農民は農地改革により零細化せられ、一町以内の農家が全体の七〇％、四反歩以内は四〇％とも相成つては、税金どころか子女の教育さえ困難でないかと思われまゝ。従つて六百萬農民戸数のうち所得税を納む者は七十七万人で、納税額は申告所得税の僅か十分の一である七十六億圓というに至つては、日本の将来のため誠に憂慮に堪へません。ここに農民の問題を持ち出したのも、等しく納税力ある中堅層である中小工業者が前述のごとく過酷なる税金によつて凋落するようになつたことになりましたならば、国家の台所を賄う税金は一体誰が納めることになるでございましょうか、大企業が然らずんば勤労者で、これで国家の安定が得られるのであります。誠に憂慮に堪へません。国家の盛衰を双肩に担つておられます、そうして日夜活動せられる委員各位の全面的な支持を期待いたしまして、私の公述を終わりたいと存じます。

○委員長(内村清次君) それでは次に全日本自治団体労働組合中央執行委員徳岡幸太郎君。

○公述人(徳岡幸太郎君) 私は県庁、市役所、町村役場三十万の組織を有する全日本自治団体労働組合を代表いたしまして、今回の改正地方税法案に對しまして御意見を申し上げます。

昨年の昭和二十八年年度の地方財政計画に先ず最初例をとりますと、財政規模の八千五百八十億圓に對しまして収入が僅かに三千四十七億圓でありま

して、総額の僅か三五％強に過ぎなかつたわけでありまゝ。なお又平衡交付金が一千三百億圓、国庫支出金が二千三百八十四億圓、地方債が九百五十三億圓、及び雑収入、こういうふうな状況にあつたわけでありまゝ。今回の地方税法の改正案によりまゝすると、先ず政府の提案説明で国民負担の實質的増加は避けながら、二百五十八億圓の減税並びに四百二十九億圓の自然増収を加減して差引六百二十億圓の独立財源の増強を図つたと、このように政府は提案理由説明をいたしておるわけでありまゝ。併しながら今回の改正案で一応私ども国民が注目をしていしますことは、若干の社会政策的ないわゆる産業育成の意識を持つておるといふことは一応肯けるわけでありまして、これは当然政府の施策に歩調を合せようというふうなこともなろうかと思ひます。従つてこれらの関係から第一に個人事業税の軽減を、年間約百億圓程度の税軽減を行なつておられます。併しながら先ほども申し上げましたように、昨年度のいわゆる地方財政計画から行きましたも、現在地方自治団体の有するところの殆んど事務というものはその八〇％程度はいわゆる国の政策に伴うところの國家の委任行政になつておるわけでありまゝ。従つて今回の改正案で、先ほども申しましたように六百二十九億圓の自然増収といふことを言われておりますが、少くとも現在これらの改正案が一体それでは地方財政にとりまして、今年度プラスになるかマイナスになるかといふことが非常に大きな問題にならうかと思ひます。今回政府が出されておりますところのいわゆる一兆億圓のこの緊縮財政

の中におきまして、あらゆる諸制度の改革、例へば警察制度の改革が出されております。この警察制度の改革に例をとりまして、一応政府においては百五億圓の予算計上をしておりますけれども、今回の地方税法の改正によりまゝすると、現行の税法で参りまして改正案を比較いたしますと、僅かに百九十三億圓程度の伸びきりないわけでありまゝ。従つてこの現行税法と改正税法の百九十三億圓程度の増収を考えしてみまして、警察制度の改革ですでに百五億圓も要するというふうなことになりますと、その以外のいわゆる税収というものはこれは若干であり、而も最近の苦しい地方自治財政の状況から、中央に財源を求める、その結果今回収されております地方財政平衡交付金に例をとりまして、地方団体の理事者がいわゆる陳情の毎日を繰返してゐる而もこの陳情の経費たるや莫大なるものが現在支出されておるといふうな現状になつておるわけでありまゝ。

従ひまして、私どもいわゆる自治体労働者としての立場から、是非とも皆様方にお願ひいたしますことは、先ほどプリントで数字を申し上げました点にかかつて来るわけでありまゝ。従つてこれらの点を是非とも本委員会におきまして慎重に御討議頂きますと、私どもの立場からの御意見を参酌されまゝするようにお願いを申上げる次第でございます。

の消費税、或いは不動産の取得税、或いは揮発の譲与税、これらを総合していわゆる地方歳入の総額に對するとこの地方税の収入の割合が従来三二％から三〇％程度のものを、これらの点を参酌いたして三九％に増額をした、このように言われておるわけでありまゝ。併しながらこれは先ほど来からもいろ／＼御意見が出されておりますように、たゞこの消費税にいたしましてはこれは現行価格でなく、このたゞこの消費税によつて一般国民の間接税がい

わゆる上つて来る。言い換へますならば、政府は小売価格を一五％程度引上げておる、こういうふうな内容になつております。なお又不動産取得税の創設にいたしまして、一応百億円、新築住宅について百億円という基礎控除を行なつておりますけれども、これらの点について現在の住宅難からして、なか／＼私どもいわゆる勤労階級にとりましては、そのような莫大な家は建てられませんが、アパートとか或いはそれらの大きな寮とかいうものが若しも百万円以上になつた場合、当然これは不動産の取得税の對象になつて来るわけでありまゝ。従つて私どもがそれらの寮とかアパート等に住む場合にはこの税がすぐさまい

わゆる勤労者の家賃の増額といふうな形になつて現れて来る。こういうふうな結果になるのではなからうか、かように考へております。従つて一応地方団体の自主態勢の強化に資するとは言つておりますけれども、その現実の実際というものが、いわゆる勤労者の階級、国民大衆の犠牲の上に立つたところの税源を求めているといふうに言ひ換へられるわけでありまゝ。

なお又第二に、地方団体相互間におけるところの税源配分の合理化につきましても問題であります。これらの点につきましても、先ほど出ましたあらゆる問題について、例えば入場税と税の問題につきましても、国がすでに国税に移管する、当然地方税としての性格を有しておられるところの入場税については国税に移管をする。そして道府県民税を新たに創設をする。而もその中においては三割程度の市町村民税を道府県民税にすり替えて二重課税的な内容になつてゐる。こういう点も先ほどから指摘されておる通りであります。なお又道府県に対して住民がいろいろ負担を分担する税源を与えるという点で、たばこの消費税、只今申上げました道府県民税、こういうものを挙げておられますが、これ又我々勤く立場から申上りますと、二重課税の対象になるわけであり。従いまし

て、これらの地方税の問題を結論的に申上げますならば、先ほど冒頭申しましたように、決して地方自治団体に對するところの税源を与えておらない。或いは又ただ単に各目的なところのいわゆる増収にしか過ぎない。そしてこれらのいわゆる増収を私どもいわゆる職員の手切り或いは賃金の切下げ、これらの点で税源を浮かしているというふうにも考えられるわけであり。現在、御承知の通り全国四十六都道府県に大きな首切り、行政整理、或いは賃金ストツプ、これらの問題が出されております。二十九年度の地方予算編成におきまして、私群馬県の出身でございまして、私は昨晩まで徹夜の状況で県の予算編成と交渉して参りましたが、すでに大きな問題となつて現れております。このように、言

税というものが出て参るわけ。この遊興飲食税をそのまゝにしておいて、そうして片方の入場税のみを国税に移管する。言ひ換えますならば、とりやすい税金を国が全部吸い上げて、とりにくい税金だけは地方に残しておくと、ふうふうなるわけであり。この点につきましても、私も先ほど申しましたように、絶対反対を申し上げるわけであり。更にこの問題につきましても、税の中央集権化、こういうことが言ひ得るわけであり。今も申し上げましたように、遊興飲食税を落した当時、税制調査会の答申案におきましても、両方国税に移管するといふうな話を聞いておりました。たゞ、業者の反対に會つて、これが現行の通りになつたといふことを聞き及んでおります。併しなからこういふ一連のとりやすい税金を国に吸い上げるというところは、警察制度と共に一連の中央集権化といふふうにも私は解釈をされるわけであり。従つて譲与税につきましても、人口に按分して配分されるかも知れませんが、大体そうなりますと、いわゆる税体系の問題から行きますと、先ほど申し上げましたように、当然地方税的な色彩の強い入場税でありますので、これらの点を是非御慎重にお考えおきを願ひたいと思ひます。

次に揮発油譲与税につきましても申上げますが、道路整備費の財源等に関する臨時措置法、これに基いて今回揮発油譲与税が創設されるようにお聞きしております。これも、これ又ふうふうと問題があるやに聞き及んでおります。併しながらこの揮発油譲与税は当時方

ソリン税、昭和二十九年度税収の総額二百六十六億圓と聞き及んでおりますが、この税目を全部目的税としてやるというところに前回の国会におきましていろいろ問題があつたやに聞き及んでおります。今回出されました内容を見ますと、このうちの三分の一がい

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

最後に、地方交付税法の問題につきましても簡単に申上げますが、今回地方財政平衡交付金法の一部を改正し、地方交付税交付金に故める。そうして所得税、法人税、酒税の二〇%にする。こういうふうな言われ、その理由として現行の地方財政平衡交付金といふのは非常に政治的な政略のあるもので運用がむずかしいし、現在赤字が殖えているのはそのようなためであるといふふうな言われておるやに聞いておりますけれども、これは全く法の運用がまずいのでありまして、現在の基準財政需要額に基くところの積上げ計算、こういうものを政府自身が厳格に守りますならば、いわゆる先ほど申し上げました国の行政事務といふものの八〇%

程度が地方団体に任されております。従つてこの地方団体に委譲されてゐる国の委任事務といふものも地方財源の賦与といふものが確實に行われましたならば、これらの地方財政平衡交付金の転換の問題が出て来ないのではなからうか。このように考えますので、特に二〇%としてきめたことは国の財政規模に都道府県市町村の財政を縛るものである。なお又最近財政規模に基いていろいろな施策が当然講じられることは私も重々存じております。先ず事業から財政をきめなければならぬ。昨今の我が国のあらゆる行政といふものは財政から行政がきめられて来るといふところに大きな欠陥があるのではなからうか。このように考えますので、この地方財政平衡交付金法の一部改正案に対する交付金制度に對しましては、私どもは従前の地方財政平衡交付金法を若干内容を整備いたしますならば、現行制度でよろしい、このように考えておりますので、特に最後に附加しまして私の御意見を申し上げて、終りたいと思ひます。有難うございしました。

その現状を諸先生がたに聞いて頂きたいと思つてお話をいたします。尤もこれに引換へまして、私どものこの税理士稼業は現在なか／＼繁昌しております。そのわけは端的に申しますと、現在の税法が弱いといふのである。特に零細な中小商工業者にとつて苛酷に過ぎるためにほかならないのでございませう。そのために個人事業者は就つて私ども税理士に頼つて法人に変更して、合法的に税負担を軽減しようと図つておるものが現状でございます。若し私どもが中小商工業者のために考えずに、国家の将来について責任を感じないならば、現在の税法は私ども税理士に最も都合のよい税法である。こういうところまで出て来てとやかく言える筋合ではないのであります。併しながら中小商工業者が正常な姿において税負担を軽減し、営業の発展を図ることは、我々税理士も将来に亘つて健全に発展して行くことを意味し、同時に日本経済復興の途であると思つて頂きたいと思つて、私見を述べさせて頂きたいと思つたのであります。時間も限られておりますし、議題も地方税関係でありますから、そのうちで私が接している中小商工業者にとつて最も関係が深い、且つ又矛盾を持つておると思われる事業税についてその実情から出発してお話をしたいと思つております。

先ず、先に申し上げました通りに、現在個人事業者がど／＼法人に転化しておりますが、これらの業者のかた／＼が口を揃へてお話になることの重要な一つに、個人では事業税が重く、とてもやりきれないといふことであります。国税でも所得税と法人税を比較してみますと、支払給料に対する源泉所得税を併せて考えましても、法人のほうが有利であります。事業税に至つては全く以てその差が甚しく、特に現行の個人事業者の負担は到底堪へられないまでに達してゐる現状であります。試みに私のところの最近面倒を見ております或るまあ下駄屋さんでございしますが、大体次のようになつております。昭和二十六年分の会社の計算です。これは合名会社になつておりますので、会社の計算が一年に八万九千九百円の純益が出ております。法人でございしますと、これが課税標準になりまして、そこから基礎控除三万八千円がございまして、結局課税標準といふものが四十五万八千九百円といふことになりまして、つまり法人であるから事業税が八万九千九百円に對して、二%かかる。個人であれば四十五万八千九百円がその課税標準になる。こういうふうな場合に非常に、約法人の二%に對して個人がその五倍の負担を強いられる、こういうふうなことになるのであります。なおこの店は昭和二十七年は法人として十四万六千九百円の純益がございしますが、そのほかに損金として家族の給料が四十一万六千円加わつておりますために、これを個人に直しますと、五十万七千五百円が課税標準になります。それから二十八年度は十二万一千九百円の会社の純益に對して、給料が主人並びに家族の給料が四十四万八千円にございします。これを加へまして、仮に七万円の基礎控除をいたしましても、四十九万九千円が課税標準になる、こういうことになつて

ております。なぜこのような差が出て来るかと申しますと、法人では主人や家族の給料、即ち自家労賃として約四十万円のものが大威張りして損金に落ち得るけれども、個人では法定の基礎控除であるところの三万八千円とか五万四千円とか七万円以外は自家労賃を差引く方法がない。従つてその差はすべて事業所得に繰入れられて課税対象になるから、こういうふうなことになるのでございします。でこの場合青色申告者の専従者控除を差引きますが、それも十分な控除とは言へませんが、まして青色申告者が全体の二割にも達していない現状から問題にならないと思つてはなせこのように不合理なことが行われるかと申しますと、自治庁では各都道府県において、まあ税収を上げて、ために都合がよいように法律を曲げて解釈して、違つた課税方法をとつたといつたような見方が大衆の間にあるのでございします。即ち現行の課税標準に關する規定は、第七百四十四条で総収入金額から必要な経費を除いた金額となつております。従つて基礎控除が僅か五万円とかといふ自家労賃分を補えないような現状では、それを別途の必要なる経費として課税対象から差引くといふ要求が起るのにはこれは當然だと思つておられます。聞くとよく申しますと、東京都においては二十八年度の課税方法が違法であるからやり直せといつたような行政訴訟が六、七千名の納税者から提起されております。係争中だそうでありまして、これはこの間の不合理が如何に深刻なものであるかといふことを物語つておるものと申して差支えないと思つておられます。

ところで今回の政府原案はどうかと申しますと、課税標準は百十条の十七によりまして税務署の所得税決定額を基準にするように改正されておりますが、これはまあ非常にずいぶんやり方だと思つております。なぜかと申しますと、先ほど申述べましたように国税九等しは違法であるとするその訴訟によつて当局は非常に痛むところを突かれた。それで苦境に陥つたために今までの抗議を合法化して、その抗議を封殺しようといふ見えすいた強硬策であつたからであります。併し政府がかかる改正案をみずから提出したという事實は、二十八年度における前記の納税者の抗議が正当であつたことを裏書きしているとも言えるわけでございます。ともかく基礎控除を大幅に引上げるとか、自家労賃分を差引くとかの措置を講じないままに、所得税の決定額を標準にしるという改正が行われると、今まで以上に重大な事態が発生することをお慮し申し上げたい。この点衆議院においても税務行政簡素化のためだとか或いは所得に二つはないはずだといふような殺し文句にごまかされて見逃されてゐるようでございしますから、特に注意を喚起したいと思つておられます。改正案のうちの事業税で特に問題になる箇所は以上でございます。

さて、これらの問題点を解決するには、如何なる方法を講ずべきかといふこととあります。最善の方法は現行事業税を撤廃して、新たな税の編野から負担分任の線に則つて、而も簡素な税制を確立することとあります。府県税の大半を占める税を都市中心の商工業者を対象とする事業税に頼ることは全く理窟に合はず、實際に即しておりません。商工業者だけが府県税を負わなければならない理窟がどこにありましようか。その結果から生まれたものが一家心中であり、倒産であると申しても過言ではないと思つておられます。更に新たに又々所得課税である府県民税が出現するに至つては、将来更に増税されて二重、三重課税になり、業者は押しつぶされてしまいます。事業税の撤廃が若し今回間に合ふなければ、必ず次回には実現して頂くよう私強く要請いたします。

次に現行法を中心と考えた場合は一体どうであらうかといふことであります。先ほど申し上げました通り、自家労賃分に相当するものとして、最低二十万円で三十三万四千円程度の基礎控除を行うこととあります。これが原案を動かさずに済み、一番容易な方法だと考えます。

さて、最後に衆議院の修正案、地方財政の現状より見て、前述のいづれもが完全に採用されない場合のことも考へておかなければならぬといふので、この場合は先ず何物をも犠牲にして基礎控除を少しでも余計引上げるよう努力を集中して頂きたいものでございします。最低の要求として昭和二十九年から十萬円の基礎控除にして頂きたいものであります。法人との不均衡を少なくし、最も苦しんでゐる零細業者を救済するに役立つのであります。

更に大切なことは、この場合には改正法案第九十三條課税標準の算定方法の後段及び第百十條の十七、賦課の方法を削除して現行法通りに戻して頂かなければなりません。即ち自家労賃控除が中途半端なままで所得税決定額を標準にするといふような弊をはめられ

ることは片手落であつて、これを強行すれば実質的に却つて増税になる危険があるからであります。以上、問題点とその対策について申述べましたが、一言結論を申し上げます。

地方税の大宗である事業税は課税人員数も非常に多数であり、これらの矛盾、不合理を是正することは他の税目より優先して第一に取上げて欲しいと考えます。衆議院以来の経過を見ると、この重点がいささか外れていると思われ、節があるもので、特にこの点を注意申上げたいと思つております。

個人事業税に關する要望は、余りに不合理な法人と個人の不均衡を是正し、せめて法人に近い条件にまで引上げて欲しいという要求でありまして、改革というよりもむしろ救済と言つたほうが適する問題で、その解決は二十九年から直ちに実施して頂くことが必要だと思ひます。こうして現在行われてい

るような無意味な法人成りの必要がなくなりまして、まあ一時的には私も税理士の商売に少し榮るようなことがあるかも知れませんが、公正妥當な税制を一日も早く実施して頂くことを重ねてお願いいたしまして、結論といたします。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

それでは以上で公述人の公述は終わつたわけでありまして、各委員のかたから御質問がございましたら、お願いいたします。

○島村軍次君 小幡福井県知事に簡単にお伺いしたいと思ひます。入場税を地方に存置したいというこの理由です。それからその存置の場合の各団体間の不均衡を是正するために、

たばこ消費税をもつと引上げさすというふうな御意見であつたと思ひますが、具体的な方法について何かお考えになつておられますか。

○公述人(小幡治和君) 具体的方法は今一つあるのです。そのたばこ消費税の東京とか大阪とかさういふような大きな所は一応消費税をかけますので、それを国の特別会計にそれを納める、そしてその国の特別会計から富裕府県ならざる各府県に配分して行くという行き方、これはまあ現在東京とか大阪とか大きなところで行つてゐる／＼相談し合つて、一つの原案というものができておるわけです。ここに持つて来てはお

りませんが、これは提出しようとするばすぐちやんとその案文を提出できるやうになつておりますから、若し必要なら委員長の手許に差上げたいと思ひます。

○島村軍次君 参考委員の我々に一具体的問題について資料の御提出をお願いいたします。

○委員長(内村清次君) 委員長からもその点お願いいたします。

○公述人(小幡治和君) 承知いたしました。

○堀末治君 小幡さんにお尋ねしたいのですが、あなた交付税の税率について触れられておりましたが、二〇%になつておりますが、何%くらいが妥当だとおぼしめしますか。

○公述人(小幡治和君) 今のところまあ知事会として、いろ／＼話し合つておるのが二三%くらい。

○堀末治君 もう三%……安いですなあ。それからもう一つあなたに伺ひますが、消費税の中にたばこだけあつて何だから、酒を入れてという御意見で

すが、それは又どういふことですか。

○公述人(小幡治和君) 私知事会として、今まで大体たばこの消費税と酒消費税というものを両方要求しておるわけですが、ただ今度たばこだけを入れたというところは、酒について統制がありまじやうなものですから、結局消費地においては確実な数字が擧められないといふことだらうと思ふ。これは倉出しのところで押えますと、大体幾分か何と

かこういふきまつたところに行つてしまふから、その点でむずかしいな。我々としては前からたばこ消費税、酒消費税というものを要求しておつたわけですが、できればさういふふう

に考へて、要するに府県に対する税源というものが少な過ぎる、何かそこにいろ／＼なものを探し廻つて府県に独立税というものが欲しい、それで考へられたのが酒、たばこの消費税というものを我々としては長く主張して来た

のですが、その中で酒だけをやめて、たばこだけが消費税になる、それから別な話ですけれども、入場税の問題も遊興飲食税の問題も大体一緒になつて来ておるものを、これも今度入場

税だけを上げて遊興飲食税はそのまま、我々が一連として考へておるものを半分づつ取上げておる。それはそこ

にいろ／＼政治的な運動もあつただらうと思ひますけれども、さういふ点でどうも筋が立たないという感じがいたします。

○堀末治君 それに関連してもう一つお尋ねしますが、私酒の業者なんです。酒税を地方に消費税として委譲することとはどちらかと申せば賛成なんです。なぜかと申しますと、これは私今日主

張しているのですが、なか／＼大蔵當局が承知しませんが、今密造が多いんです。最近では減りましたけれども、それでもまだ二百石から乃至三百石くらい

だろ／＼かと言つてゐるのです。それを府県民税とする、あなたがた地方とすれば、いわゆる密造防止ということが

は税務署の手でなくしてあなたがたの手で、或いはこれを市町村まで持つて行きますと、市町村自体の手によつて

密造防止というものができると私はさういふことを想像するのですが、あなたがたはさういふ点について御研究に

なつたことございませんでしょうか。

○公述人(小幡治和君) 密造の問題については、我々どももそこまで突込んで調べたことはないのですが、大体は朝鮮人関係の密造酒ができてゐるので

す。その点だけは我々ちよつと目に余つたものがあるのですが、さういふや

い方面の密造というものがそれほど大きいというふうには我々としては考へていない。福井県あたりの実情はそれほ

ど大きいと思つてゐないのですが……

○堀末治君 それはお宅の県あたりは極く少いのです。なか／＼多いところも非常に多いのです。今日は密造地帯の人がどちらもお見えになつていないから余り深刻でない。我々業者ですからよくわかるのですが、それですから、いわゆる自治体とすれば、一方は税がかつたか酒を飲んで、それが国税なり市町村税を払つてゐる。又一方は脱税して、大切な米をつぶして国税を払

わない、市町村税を払わない、こ

うわけですから、自治体としてはお互いにどういふ何と言ひますか、見合

つて、どうもさういふことは君はけし

らんじやないか、要するに市町村とし

てもそれを押えれば税収がうんと殖え

るわけですから、さういふ点から言

税とか遊興飲食税という独立税源というものを譲与税の恰好で以て中央へ取って行つちやつて、そうしてそれを中央が配分するときは、結局今まで平衡交付金の中に含まれるような恰好で交付税の中に含まれて来るというふうなことになる、結局独立税源を取られて、あとは中央が府県の均衡のために府県に調整の資金として廻すというものの中にただ財源として入れるというだけに過ぎなくなつてしまふ。我々としてはそういうふうなものじやなくて、飽くまでも府県の自主財源として入場税なり遊興飲食税というものがなくちゃいけない。今府県としては事業税と遊興飲食税と入場税ですから、この大きな三つの自主財源の中で一つをただ中央の財政調整みたいなものの資金として取上げてしまふということについては、非常な我々としては遺憾な点が多い。そういう意味なんです。

○堀末治君 それから山田さんにお尋ねいたしますが、先ほど桂田さん大変事業税のことについて細かい数字を挙げて、大変貴重な御意見を伺いました、あなたはこの全部資料が出ているというところですが、私全部もらつた資料、これは全部綴つたつもりですけれども、実はばら／＼になつて今日お話しのようなまとまつたのがないのです。これは事業税で個人事業者が困つてゐることは我々も事業者ですからよくわかるのですが、そういう点について一つ御資料が頂きたいことが一つと、もう一つには先ほど桂田さんもお触れになつたと思いますが、つまりこの事業者は折角青色申告という制度があるのです。なか／＼おやりにならない。先ほど桂田さんのお話だと僅か二割だといふ話です。私もこれは至る所で奨めするのですが、なか／＼おやりにならないのは、一体これをやらないのは、あなたがたその税制委員長としてどういふふうに御覧になりますかね。

○公述人(山田正作君) これは青色申告のほうは税務署が極力法人会なんかにも廻つてはいるわけですが、やはり本当の零細業者になりますと、なか／＼それで帳簿をつけるなんていうことは臆病で、どうも幾ら奨めしてもやらないわけなんです。それはいづれにしましても、これはもう本人のためでもありますから、極力やるように我々も奨めしているわけです。

○堀末治君 これは私も常によく頼まれて、私は商工会議所の会頭なんかやつておりますから、我々の業者の中にもある。会員の中に書くことを奨めるけれども、やらないけれども、税務署に持つて行つて木当に税務署を突つ込むだけの資料がないのです。それが困るものだから結局中小企業に資料がないだけにしつ寄せられる。私どもさつきの話に二〇％であるという、これは実に遺憾だと思つて、すけれども、何かあなたさういふような団体を通じてもう少しこれを強力に奨められませんか。

○公述人(山田正作君) そのことにはゆるる団体が努力しているわけなんです。税務署とも連絡してやつておるのです。今後とも一層努力したいと思つております。資料は各団体のやつを相当にまとめてこちらの法費さんですか、専門員のこちらにもやはり一応出ているわけです。

○堀末治君 これは出てゐるのです。ところが随分ばら／＼になつて出て来ているので、今日あなたは随分それをおまとめになつたようですが、これはなか／＼我々の手でまとめてやるのも世話だから、若し何だつたらまとめて一つ……。専門員のほうでやつて頂けませんか……。それじやどうぞお願いいたします。

それからもう一つ徳間さんにお尋ねいたしますが、あなたは地方交付税が反対で、平衡交付金制度を残すという御意見でした。それに対してもう少し一つお聞きできませんか。

○公述人(徳間幸太郎君) まあ私も平衡交付金制度を残して地方交付税法を反対するとは、先ほども申し上げましたように、都道府県にとりまして、或いは団体によつて、私どもの立場から申上げますと、一応所得税、法人税、酒税、こういふものの二割、二〇％というもので規定をされております。で勿論国の徴税規模が増徴されれば、交付税のほうも二〇％でもたくさんになる、こういうことは言い得るわけです。併しながら問題になりますのは、やはり今国民の税負担というものが相当限界点に来ております。これ以上の担税能力というものは若干危険ではなからうかということ、私ども職員としての、国税のほうでもいゝわゆる直接税、或いは間接税もそうでありまして、税の軽減ということ、特に勤労所得税、その他の所得税を中心とするところの軽減をこの前お願いをしてゐるわけです。さういふ意味合いからも申しまして、非常に二〇％という数字が固定してない数字なんです。特に内容を見ますと、例えば本年度

が二〇％でも、来年度が果して二〇％になるかどうか、こういう点について私どもとしては若干疑問があるわけなんです。従つてさういふふうな地方の財政規模の総額というものを絶えず変更ができるような内容であり、とりあえず本年度は二〇％だ、こういう点から行くと、非常に政府の施策によつて地方の財政規模というものが決定されてしまふ。さうして地方には地方の特殊な点があるわけですから、さういふ点が規定されてしまふ。さういふ点から私どもとしては今度の改正によりまして、この交付金については反対をいたし、さういふことで先ほど申上げたわけです。

○委員(内村清次君) ほかにございせんか。

それでは有難うございました。いろいろ御意見拝聴いたしました。感謝いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(内村清次君) これより地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案、昭和二十九年の揮発油譲与税に関する法律案、地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会の公聴会を午前中に引き続き開会いたします。

開会に當りまして、公述人として御出席頂きました各位に御挨拶を申し上げます。本日は御多用中の

ところお繰合せ頂きます、この公聴会においで下さいましたことを厚く委員長からお礼を申し上げます。昭和二十五年に制定せられた現行地方税法は、シャープ勧告を基礎といたしまして制定せられたものでございますが、その後の実績と運用に鑑みまして、政府はここに大幅な改正の必要を認めまして、地方税を改正する法律案を国会に提出して参つたのでございます。これらの法案は重要な法律案でございますので、参議院の地方行政委員会におきまして公聴会を開催いたしました。国民の各方面からの忌憚のない御意見を拝聴することにしたいたしました。次第でございます。どうか公述人のおかたがたは、腹藏のない御意見を聞かせて頂きますことを特別にお願いを申し上げます。

公述人(伊勢田豊君) 只今委員長より御紹介を頂きました伊勢田豊でございます。参議院の地方行政委員会におかれましては、地方税法の改正に當りまして公聴会をお開きになり、本日ここに私をお呼出しを頂きました、自

自動車業界の声を聞き頂きますことは、私どもにとりまして誠に感謝に堪えない次第であります。私は、ここに全国の自動車業界を代表いたしまして、自動車税等についての意見を申述べる次第でございますが、不幸私は自動車税に關する限り一番虐待せられてゐるバス事業に關係しておりますので、最も身近な今回のバスに対する自動車税の改正が如何に苛斂誅求的な大幅な増税であるかということをお聞き願ひて、これが行過ぎの是正を本委員会の諸先生がたにお願いせんとするものであります。

回顧いたしますと、昨年の春標準のバス一台一万円であつた自動車税を先ず一般のバスと観光バスの二つに分けになりまして、バスは一万六千円、観光バスは二万五千円と不当に値上げせんといたされた案が衆議院を、当参議院は公正妥協な御見解の下に一部修正をお加へになりまして、路線バスの自動車税を一台につき二千円減ぜられましたことは、未だ私どもの記憶に新たなところでありまして、私どもはこの機会に参議院に対し深く感謝の意を表する次第であります。さて、その後におきまして、バスに対する風当りは税に關する限りなかく、厳しいものがございまして、自動車税におきまして、或いは後段申述べます外形標準課税におきまして、二十九年度は更に形勢悪化の氣配が濃厚になつて参りましたので、自治庁に對しましては、バス及び観光バスの標準定員の三十人を、実情に即するよう四十人から五十人の線に変更せられるよう陳情いたしますと同時に、一方では当時すでに二十九年自動車税の大幅値上げが一部

に伝えられておりましたので、これが緩和方につきまして各方面への陳情を始めたのであります。ところが自動車税の標準定員につきましては、幸い自治庁の御同情と御理解を頂きまして、今日或る程度の御修正を頂いたのでございしますが、願わくばいま一步路線バスの定員を修正せらるるよう念願しておる次第であります。

ところで、一方問題のバスの自動車税に対する自治庁のお考えは、本年度はバスをガソリン車とディーゼル車に別して、税額を左右するという新方法を立案せられたのであります。つまり、税を払つたガソリンを使用する車と、税を払わない軽油を使用する車とに分け、これら二つのものの自動車税に差等をつけようというのであります。バスの標準車はガソリン車の一万四千円に對し、ディーゼルは二万三千円、観光バスはガソリン車三万四千円、これは本年度の二割上となりますが、此の三万四千円に對しましてディーゼル五万四千円に對しまして、このディーゼル車の税金は本年度の二倍、そうして一年前の五倍になつたわけでありま

す。私ども全国のバス業者は、今日国の緊縮予算に對しまして、決して無関心ではありませんが、又地方庁の苦しい今日のお台所にも、十分理解を持つてございまして、従つて私どもは公正妥協な税につきましては、進んでお納めいたす所存でございしますが、いような理窟をつけて、毎年々々定例的に自動車税が増徴せられ、あまつさへ一年のうちに、三倍にも五倍にも税が跳ね上るといふときは私どもとして未だかつて耳にしたこともございせん

し、全国バス業者の、何としても承服いたしかねるところであります。

私はここで順序をいたしまして、ディーゼル車に対する増税と、観光バスに対する飛躍的な増税について申し上げることにいたしたいと思ひますが、先ず最初にディーゼル車が今日のように行渡つた事情から申し上げますと、戦後の経済事情と石油事情、そして車両の大増の必要上、国の總體で、昭和二十二年官民合同の「ディーゼル普及会」が生まれたのであります。それで業界といたしましては、新車購入の場合、ガソリン車とディーゼル車とは現在の価格にいたしまして、七、八十万円から百万円の開きがあるにいたしてしまつても、そして車が古くなるに従ひまして修理費がディーゼル車のほうが高むのでございしますが、何と申しましてガソリン車に比較いたしまして馬力が強く、油の費用が安くつくといふので、今日のごとくディーゼル車が殖え、現在我が国のバス約二万五千両余りの中その六割がディーゼル車になつたのであります。従つて國策の名によつてディーゼル車を普及使用せしめながら、今日となつてこれに重税を課せんといたされま

す。これは、私どもの全く了解に苦しむところでありまして、これについては一応過去のいきさつの御調査をお願い申し上げたいと私どもは存する次第であります。次に、私は観光バスに対する飛躍的な増税の裏にひそむ一般のかたぐひの誤解について申し上げたいと存じます。が、実は昨年来の観光バスに対する増税の足取りを見ますと、各方面の御意向はともかく観光バスを白い目で見ていらつしやる。つまり非常に鬱滞なものと見て見ておられるか、或いは観光バス

は非常に儲けておられるかとお考えになつておられる向が相当多数ありまして、自然知らず／＼の中に観光バスに對する自動車税を上げ／＼と押上げておるのように見受けられるのであります。が、では果して観光バスはそのように鬱滞なものであり、且つ有利なものであるかどうか、私はここで簡単にそれについてお答えを申し上げることにいたしたいと存じます。

最近における観光バスの需要の内訳を申し上げますと、大体学生団体視察、見学、旅行等が殆んどその七割を占めておりまして、純然たる観光は極く少数であります。而もそれとてやはり大衆を相手にいたしてございまして、決して鬱滞な存在でないことはお客様が御座るのを見て頂くことによつて十分御納得が頂けるものと存する次第であります。

次に観光バスは有利な事業であるかどうかといふことであります。が、成るほど観光バスが年中シーズンのように忙しいといふことは、これは相当地有利な事業であることに間違いないのであります。併しこの事業には長いシーズン・オフがつきまとうておりまして、運賃二割引でお客様を勧誘いたしまして、一年の中何方月かは閑古鳥が鳴き、運転手もガイドもあきびをする日が毎日のように続く時があるものであります。只今全国バス業者の中の約六割は観光バスを兼営いたしていらつてございしますが、この兼営業者はシーズン・オフには殆んど人車路線バスに廻すことができます。営業上の損失を阻止することができるのでございしますが、全国五十二社余りの観光バスの事業者の中にはシーズン・オフ

に春秋の利益の大半を食いつぶすのも決して珍らしくないのであります。この辺に観光バス事業者のむすかしが、必ずしも車体の塗色が派手なほど有利な事業でないといふことを申すことができるのでございします。

では、この辺で自動車税の問題を打ち切らして、外形標準課税について申上げることにいたしたいと思ひます。昨年税制改革委員会の御答申が政府にいたされまして、私どもバス事業者も外形標準課税から所得課税に移されるものとひそかに期待してございしたところ、トラック、タクシー事業は答申案通り、所得課税にされ、同じ自動車事業であり、同じ確定運賃制を採用しているバス事業者だけが、依然として外形標準課税の檻の中に取残されま

す。これは、私どもの全く了解に苦しむところでありまして、私どもは昨秋政府の方針を仄聞いたしまして以来、自治庁その他に對し極力事情を訴え、他の同種事業との不公平なる取扱の是正につきまして陳情して参つたのであります。が、遂に力及ばず今日と相成つた次第であります。私どもバス業者はたとえ事業上に損失を生じた場合でも自動車税とか或いはガソリン税とかを現に負担しているものでありますから、せめて事業が赤字の場合だけ外形標準課税が免除される措置を講じて頂きたいと申しているものであります。私どもはこの点につきまして、当委員会の公正な御裁断をお願い申上げる次第であります。

終りに臨みまして、私はバス事業が、公益事業として幾つかの義務を背負ひ、比較的恵まれない立場にある点につきまして申し上げたいと存じます

が、其の第一はバス事業は、年中無休であり、そして雨が降つても風が吹いても、きまつた時間に、そしてお客様があるなしにかかわらず、バスを動かして地方交通の重責を果しておるのであります。次に全国のパス業者は、平均約五割の採算のとれない赤字路線をこれ又大衆のために経営いたしてあります。普通事業にはこのような愚かなことはございせん。国から一定の運賃を定められ、学生運賃の割引、季節の割引などもすべて監督官庁の許可通り行うことになつておるのであります。

次に現行のバス運賃は去る二十六年に定められたものでありまして、その後車両や諸物価の値上り、人件費の高騰、税金の値上りなどで、バス事業の経営は非常に苦しくなつておるのであります。それでもはや今日といたしましては、バス運賃の値上げを申請いたさねばならないと考へておるうちに存ぜられるのでありますが、交通機関の運賃値上げは国策上絶対許可がたいとの国会の強い御意向もございまして、業界案程度の自動車税の値上げ、つまりデゼルの五割の自動車税の値上げということでありまして、これも誠にバス業界といたしましてはつらいことではございまして、これをお受けすることにいたしまして、何とか収支の辻褄を合せ、現在の窮境を切り抜けてやつて行きたいと決心いたしておる次第であります。

以上申述べました幾つかの事例は、いづれも公益事業なるが故のバスの苦しみであり、悩みでありまして、これらの諸点につきまして、特に格段の御同情と御理解を賜わり、上に申述べました全国バス業者の念願が達成いたしますようお願い申し上げまして、私の公述を終らして頂きます。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

○委員長(内村清次君) それでは次に、静岡県磐田郡御田町長大竹十郎君。

○公述人(大竹十郎君) 今日、は全国町村会から開井会長が出席して、先にお手許へ御送付申上げました地方税法の一部を改正する法律案に対する全国町村会の意見と、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に対する意見、これを詳しく御説明申上げまして、皆様の法案審議の御参考に供するはずでありましたが、折悪しく差支のため私が代つてお願いに出たような次第であります。

すでに今申上げました資料で全国町村会のあらましの意見というものは一応御覽頂けたことと考へますので、そのうち重点的に考へておりますものを時間の許すだけに申上げさせて頂きたいと思ひます。

先ず第一が道府県民税の創設に対する町村会の意見であります。町村会としては道府県民税の創設に対することに極力反対するものであります。反対の理由は多々ありますが、先ず第一に今までなかつた県民税を新らしく起すということ、これは負担分任の理論を貫くため、こういう説明であります。結局そういう思想は府県を町村と併立する自治体ということに考へる思想に充足しておる、こう思ふのであります。町村会としては府県の性格はそう町村と同様な完全自治体として行くべきものではない。であるから特に

この際県民税というものを新らしくこしらへる必要はない。こういう考へ方でありまして、御承知の通りに府県の性格については只今いろいろ議論の焦点になつてゐると思ひます。最近の論議、論議においても、或いは知事は公選よりも任命制、官選にするほうがよいといふようなことが言われてゐます。それから町村合併と同様に府県も合併して道州制といふような方向に進んで行くほうがよいといふような議論も又有力に行われてゐるのであります。かようなことは結局府県の持つ国と市町村との中間的な性格のうち、国の出先機関であるという点に重きを置いて議論の筋を立てておるものであります。私も市町村としても、要するに府県は今後そういう進む国の出先機関的な性格のほうに進んで行くものと考へております。従つてこの際自治体として育成するよう負担分任の原理に立つ県民税というものは、県の性格上から言つてこれはこしらへる必要はない、かように考へるのであります。

負担分任と申しても、今回の税制においてはたゞ消費税が県に設けられれば、これは間接税でありますけれども、殆んど県民の税に予想する納税義務者の教養に亘る府県民がこの義務を背負うことになりまして、それから又現在においては町村を通じて府県の財力をおいゆる地元負担といふような恰好において、すでに相当額府県の当然負担すべき金を町村が負担しておる、これが実情であります。その実情から言つても負担分任はすでに相当程度出ておるのであります。これ以上に更に分任といふことを理由に県民税というよ

うなものを新らしく起す必要はない、これが第一の論拠であります。又それを起すことに反対の第二の理由は、県民税を起すに反して、これは国の財政の犠牲において起すべきが当然である。市町村における一番頼みにする税源である町村民税を分割してその一部を府県のほうに移す、こういう考へ方に反対するのであります。今回の税法によれば、町村民税のうちの三百円の百円均等割、それから所得割約二割といふものを府県のほうに移して行こう、こういう案であります。これは非常に町村としては独立の自主財源を失うことになるのであります。現在においても実財源として町村に与えられた税源といふものは町村の収入の中の僅かに四〇％にしか過ぎない実情です。その四〇％に過ぎないものの中から均等割については三分の一、所得割についてはその二割といふものを府県のほうに移すといふことは何ともしてもこれは町村には大なる打撃である。これが県民税に反対する第二の理由であります。

それから第三の理由として、これは今の町村民税を府県民税に移すがための補いとしてたゞ消費税を設ける、こういう恰好になるのであります。これは税法上において大蔵省の計算するやり方で行けば、差引若干その町村に税源が殖えるような計算になりますけれども、たゞ消費税は、これは大都市或いは文化程度の高い土地においてこそその売上高が多いのであります。田舎の農村においては平均を顧みれば下廻る額にしか達しないのであります。これを相互に計算してみますと、いふと、得るところは失うところを補

うの若干の不足を来たすといふような状況であります。私の静岡では丁度約四百力町村あります。これをこの改正税法によつて換算をしてみますと、いふと、税法によつてやや増すところが三分の二、それからやや減るところが三分の一、で結局それで従来から平衡交付金をもらはずに自活のできた交付団体というのは全然これは差引大なる税源を失う、こういう結果になる。

そういうような意味合においてこの税には町村としては何らプラスにならない、こういう結論を下さざるを得ん、こういうふうに思ふのであります。それからこの徴収を全部市町村に任せ、こういう建前になつておられますが、これは又町村としては堪へがたい大変な負担であります。いろいろの手数がかかるだけの問題でなしに、これ以上府県の仕事まで町村がしよい込むといふようなことは町村としては非常に迷惑に存するといふようにも考へるのであります。かた／＼この県民税の創設といふことに対しては、町村会としては全然賛成するわけには行かないといふことではありますから一つよろしく御勘察願ひたいとかように考へる次第であります。

それから最後に平衡交付金の問題であります。これは地方制度調査会においては結局不足する場合には繰入を行ひ、余つた場合には繰立てる、こういうことを条件にこれは可決した制度であります。ところが今度の法案を見ますと、その肝腎の繰立、繰入のそれがオミットしてある。全くこれはあてがひ扶持で、足らなくなつたらそれは特別平衡交付金のほうでやるんだ、余つたら特別平衡交付金のほうで引くん

うの若干の不足を来たすといふような状況であります。私の静岡では丁度約四百力町村あります。これをこの改正税法によつて換算をしてみますと、いふと、税法によつてやや増すところが三分の二、それからやや減るところが三分の一、で結局それで従来から平衡交付金をもらはずに自活のできた交付団体というのは全然これは差引大なる税源を失う、こういう結果になる。

だ、こういうふうな仕組になつております。これは現在の基準財政収入、需要額の全く切り詰められた最低限度のようなきめ方になつておるところにおいては、到底その自治の進展というのは期し得ない、非常にこれは困つた制度になりますから、若しこの制度をこしらえるのであれば、今の収入、需要額を差引して足りなくなつたならば必ず繰入れるという制度をとらなければ、到底町村としてはこの改正に賛成をすることはできないということになります。

それからたばこ消費税については、これは地方制度調査会できめた税率が約半分にしかなつておらない。これもこしらえるならばこの倍額程度に増加して頂きたい、かように思います。それから固定資産税につきましても、その一部を県税に委譲するとか、或いは税率を大規模資産について引下げるとか、政府の都合によつていろいろ出ておりますけれども、そういう点にはすべて反対であります。お手許に先に差上げました文書によつて一つ十分御検討下さらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

○委員長(内村清次君) それでは次に十条製紙株式会社専務取締役金子佐一郎君。

○参考人(金子佐一郎君) 私は大企業の立場から少しく意見を述べさせていただきます。

先ず今回の地方税制の改正の問題について考えなければならぬと思います。これは、この改革の大方針のうちものが地方団体の自立態勢を強化するといふこ

と、又独立財源の充実に図るというように考えられておるのであります。併しこれはすべて国民経済の現状と、又その負担能力といふことをよく考慮をしなければ適切なこととは言えないのであります。まあ従つて税制改革という問題は常にこれらの点を見合せて、それが適切であるか或いは否かといふことが考えらるべきであります。

まあ今回この府県並に町村会におきまして、この税源の移動とか、或いは又府県税の創設というふうなものも取上げられておられるように見えるのであります。併しかかる問題については非常に慎重に考慮されて然るべきだと思つております。特に私どもといたしましては、昨年来今回の税制改革が、少くとも減税になるということが国民全体の希望でもあつたように思ひます。然るところ国税について見ましても、所得税を中心とする減税も、間接税の増徴等によりまして、実質減税はイコール零というふうなことになるのであります。少くとも我々はこの地方税においては、何分かの税負担の軽減が図られ得るものと考えておつたのであります。これ又市町村税につきましても、六十三億余の減税が考えられておりますけれども、道府県税につきましても二百五十八億の増税となり、差引九百九十六億余の増加といふことが考えられております。これは現状の経済並びに国民の負担力から言つて誠に遺憾至極であります。併しこれも元はと言へば、国が一兆円予算にあらゆる努力を傾倒して参りましたので、二十九年度の地方財政の規模は九千六百億の程度と伺つております。従つてかかる観点から行けば、根本的

にはやはり地方財政においてできる限り緊縮を図るということをお前提としなければ、この税制改革において税の軽減を期待し得ないということも、おのずからその結果となるものと考えられます。ここにおいて、私どもは今回取上げられました問題のうち、特に固定資産税について意見を述べさせていただきます。

固定資産税がシャウプ勧告によつて昭和二十五年に地租、家屋税を合せてこれが実施されたのであります。当時からのこの税は二つの問題を持つていたものであります。一つは外形標準課税である、言い換えてみれば、利益があつてもなくても課税されるということ。いま一つはこの課税標準が非常に狭みにくいということでございます。この二つの問題はやはり今日に至るまで根本的の問題としてこの固定資産税が論議されておられるのでございます。併しなから固定資産税のうち土地、家屋につきましても、従来は地租、家屋税等によつてこれは我々としては課税を受けておりましたのであります。このシャウプ勧告によつて初めて取上げられた償却資産に対する課税の問題、これは財界が今日までその当初以来事ここにこの廃止を叫んでおられるのであります。遺囑ながらこれが実現し得ないで今日に至つておられるわけでありまして、この償却資産は事業会社であります。これは非常に多く持つことが明らかであります。而もそれが事業によりましては、巨額な償却資産を持つために、この負担について多くの問題を蔵しているわけでございます。これらに課税することは産業設備の更新、近代化、或いは合理化

の促進、資産再評価の実施等について、これはどちらかと言へば矛盾を来たしている現状であります。又税源の偏在する結果にもなるわけでありまして、特に問題になりますのは、これらの事業資産の収益に対して事業税がかかる以上は、又この元であるところの償却資産にまで税金をかけるということとは、その意味においては二重課税ではないかと考えられます。曾つて営業税をとつて、地租、家屋税をこから差引いて二重課税を防ぐというやうなことが行われたようにも聞いておりますが、かかる観念は依然として私は考えてもよろしいのではないかと、特にこの償却資産には大体百六十億円の収入が見込まれておりますから、これはまあ全体の地方財政から見ましたら、大した金額でないとも言えるのであります。これらはできる限り財源の見地から言つても、他の税に振替えることができれば望ましいと思つております。特に私が今日強調したいのは、最近経済界は特に悪化して参りまして、収益が各企業とも減退しておるやうであります。こゝなりまして、シャウプの考えておりました当然の応益主義から言へば問題のないやうな固定資産税も非常に負担能力がない。而も物価は如何にデフレ政策を今後とられるかといふにしても、何と言つても、これらのものの上昇は無理であります。固定資産税は増される傾向があります。これを負担する企業の収益は減退するといふやうな傾向にありまして、これらについて企業は非常にこの問題については苦慮するものと考えられるのであります。従つてこゝういう税についてはできる限り機会を持つて

撤廃するか、或いは暫定的には軽減措置も考えられなければならないと思ひます。特にこの原価の中に占めます割合は、売上原価に対して一%と言われしております。そして償却資産をたぐさん持つておる会社につきましても、二%乃至三%のものもあるやうでございます。併し二十七年下期の日本銀行の調査によりますと、売上原価と利益の割合を見ますと、全産業の総平均は四分五厘程度が収益の関係にあるやうであります。そういったしますと、この中から一%乃至二%ということとは相当大きな数字だとも言えるわけでございます。いづれにいたしましても、これらの収益を基準としない外形標準課税の問題は、今後とも景気が悪くなればなるほど問題になるものと考えております。

もう一つ、この際特に御留意願つておきたいのは、再評価がこのたび強制されるに至りまして、この再評価の強制については再評価税等にも相当の議論がありました。再評価税は撤廃すべきであるといふやうな強い意見もあつたのであります。併しこれは税率も低く、いばかりでなく、僅か一回限りであつて、それも分納が許されているということでありまして、これによつて固定資産税が増すやうなことがあつてはならないといふことで、自治庁方面にもお願いをいたしております。が大変理解は持つておられます。従つて恐らく二十九年は別といたしましても、三十年以降はこれらについては適切な調整が図つて頂けるものと我々は期待しておるわけでありまして、ただ二十九年度の分、これは昨年の再評

価が許されたときいち早くやりましたような企業については、もう二十九年の課税標準にそれが織込まれておりますので、この点は恐らく、来年これは修正されるといたしても、一年分は非常に負担が不公平になるというような点について、一部に問題があることも御了承願つておきたいと思ひます。特に今後はこれらの簿価主義によりましてこれが考えられる点につきましても、この再評価の強制が入るのにとどまる点についてでありまして、これ以上企業の任意においてこれをやつた場合において、固定資産税が殖えるといふことのないようにいたさなければならぬといふ考えられるのであります。

それから今回の改正案の中に、発電、変電施設、或いは地方鉄道、それから企業合理化に関する資産、所得税、法人税の免税になっております。重要物資の製造設備、或いは外国航路の船舶、航空機等に対するこれらの負担の緩和措置が考えられたようでありまして、併しながら、一部にはこれらの緩和策は必要ないがごとき御意見もあるようでありまして、これは是非ともこの原案通り実施を願いたいという希望でございます。それは結局これらのものが、やはり個人の負担軽減ということに重きをおきますと、如何にも大企業を有利にするというふうな感情的の問題がないとは言えないのであります。併し、これらの償却資産を非常に多く持つ企業、並びにこの近代化を是非とも必要とするような企業について、これらの企業の税の軽減を図られることは、これは翻つて国民全体に及ぼす影響というものは相当大きいのであります。従つて、この電気の問題に

いたしても、この税が強くならますれば、又料金値上等によつてこれが繰返つて来るという面もありまゝす。いろいろとこれらの問題が、必ずしも大企業の利益を図るというふうな一片の感情論においてこれが片付けられることがないようには、是非ともお願いを申上げたいと存する次第であります。固定資産税につきましてもはそれくらいにいたしまして、ただこの電気、ガス税の問題につきましても、これはしばしば問題になつておるのでござい

ますが、この電気ガス税は現在の実情からいたしまして、できる限り撤廃若しくは軽減されることが然るべきではないか。特に財界から強い要望がありますこともすでに御承知のとおりでございますが、この機会に改めて申上げたものと存じます。特にこの電気事業の原価の中に含まれます割合を見ますと、二十七年の原価をとつて見ますと、固定資産税が僅か四割である。僅かと申しましても、全産業に比べれば多いのであります。四割に比較したしまして、電気ガス税は七割にもなるというわけでありまして、これらの事情から申しましても、是非御配慮を願ひまして、この電気関係をよく使用いたしますところの企業が特別な負担とならんように御配慮が願ひしたいと存じます。丁度時間も参りましたので、これで終ります。

○委員長(内村清次君) 有難うござい

ました。
○委員長(内村清次君) それでは次に立教大学教授の藤田武夫君。

○公述人(藤田武夫君) 今朝来いろいろの立場から公述人のかたの公述がこ

ざいましたようであります。私は勉強をいたしております者として、第三者的な立場から問題を取扱つてみたいと思ひます。併し、非常に時間が制限をされておりますので、主要な問題だけににつきまして、而もそれも非常に結論的な意見だけしか述べられないと思ひるのであります。その点御了承を願ひたいと思ひます。

先ず第一に、今回の地方税法の改正案の提出そのものが非常に順序が顛倒いたしてございまして、地方税法改正の役割、意義というふうなものを考えます場合の妨げをされておるよう思ひるのであります。と申しますのは、御承知のように、今日国会におきましても、地方自治法の改正案、或いは警察法の改正案、その他地方自治関係の諸法案が出ております。更に、政府関係では知事官選論も唱えられておるやうな状態でございます。こういう状態の下において、地方団体、特に府県といふふうなものが将来どういふ性格を持つち、又はどういふ役割をして行くのかというところがどうもはつきりしないのであります。又地方自治全体をどうするのかがどうも明確でない嫌ひがあるものであります。こういう事情の下におきまして、その地方団体の経費を賄ふべき税制問題を先ず先行して取上げるという事は、これは順序として非常に狂つておるのではないかと。先ず各種の地方団体がどういふ地位を持ち、又どういふ役割をするかということが明確になりまして後に税制を改正すべきものであり、又その地方団体の役割によりまして、それに与へるべき財源の種類、或いは税金の種類も当然に

に国家的な性格の強い団体であれば、国庫支出金によつて大幅に賄ふとか、或いは又は税種にいたしても、若し非常に国家的な性格を強くすべきだといふような場合には、住民自治の名の下において府県民税を創設するといふことも矛盾であります。こういう意味におきまして、他の地方自治関係の諸法案の成り行き並びに政府の地方自治に対する将来への考え方というものが共に、地方税制改正案というものが審議されなくてはならないのではないかと、先ず第一にそのように考えるわけでありまして。

道府県税の問題に入りたいと思ひますが、先ず道府県民税の問題であります。若し道府県が非常に官治的な性格が強まり、又場合によつては官選知事といふふうなことが実現されるのだといひますと、住民自治の名の下において府県民税を設けようとするのは、これは明らかに、先ほども申しましたように一つの矛盾であると思ひのであります。併し、私といたしましては、現在の段階ではやはり道府県に自治を認めるといふことが必要ではないかと思ひます。道府県民税の創設といふことも当然考えられるわけでありまして、併しながら、そうかといつて今度政府が提案いたしておりますところの道府県民税をそのまま賛成するといふのではないのであります。と申しますのは、今度の道府県民税は御承知のように、従来市町村が持つておりました市町村民税の約四分の一というものを割いて、これを道府県に設けるといふ形になつております。ところが、御承知のように市町村も非常に赤字の

団体が殖えておりまして、非常に窮迫をしております。そういう場合に、果して市町村民税を割いて府県民税に持つて行くことが将来の市町村財政にどういふ影響を与えるか。又百六十九億の府県民税が道府県に設けられまして、それだけのものでも果して現在困つてゐる道府県の独立財源が十分拡充されるかどうか、こういうことを考えて参りますと、将来は道府県民税なり市町村民税というものが必ずや増税されて来るのではないかと危険が十分感ぜられるのであります。これは市町村税につきましても最初は僅か七千万円で出発いたしました。間もなく非常に膨大な額に上つたのであります。而も今回の道府県民税はその所得割は市町村民税の所得割に比例して賦課するといふ建前になつております。ところが市町村民税の所得割は現在非常に大衆課税的な、特に農村方面においては比率的な傾向を持っております。それに比例して道府県民税が課税されるということは、更にそういう傾向を促進するのではないかと。いふうに思ひのであります。従つて若し道府県に自治体としての独立税源を手えようとするのであれば、市町村から割くという方法でなしに、国の所得税からこれを割いて道府県民税を設けるべきである、勿論こう申しますと、国の予算にすぐに影響する問題であります。これは更に進んで国の予算、歳入の内容の検討にまで遡らざるを得ないと思ひのであります。

次に事業税の問題であります。今個人事業税の税率が八%に引下げられたことは賛成であります。なお個人事業税の基礎控除の問題につきまし

て、今回は七万円に引上げられております。併しこれではなお少いのであつて、できれば二十万円程度まで引上げるべきである。と申しますのは、御承知のように個人の事業におきましては、その所得の計算におきまして、その事業主なり又家族の労賃部分というものが法人の場合のように軽減されておられません。従つて純理論的にはそれを軽減すべきであります。これが徴税技術上不可能であるとすれば、基礎控除において何とか考へるべきではないか、所得税の場合と、今度の二十九年からの所得税を見ますと、夫婦と子供三人の場合に大体基礎控除と扶養控除で十八万五千円ということになるのであります。そういう点からも併せて、二十万円までの基礎控除はあつて然るべきではないかというふうに思ひます。

更にこの事業税の非課税の範囲であります。農林業については依然として非課税方針がとられておりますが、今回は個人の農林業、個人という字が付いたのであります。この農林業についてもこれはシャープ勧告当時とは違ひまして、かなり統制は撤廃されておられ、従つて主食の部分以外の部分についてまで軽減の措置でなしに、全然非課税にするということには疑問を持つております。特に林業につきましては、これは当初からどうも一定限度以上の、勿論林業であります。ただ農夫が自分の柴を集めるといったような程度でなしに、営業として行われておる林業に対して事業税を非課税にするということについてどうも納得が行かないのであります。

次に入場税の国税移管の問題であります。これは只今非常に問題になつておりますが、その国税への移管の理由は自治庁長官の説明によりますと、一つは富裕府県に義務教育費国庫負担金というものが交付されるようになって、それで富裕府県にはかなり財源が余るといふわけではないでしょうか、財源が豊富に与えられる。だからその埋合せに入場税を全体の府県に配分するようにしよう、それからもう一つは貧窮都道府県間の財源のアンバランスをこれによつて矯正しよう、こういう二つの理由のようであります。先ず第一の理由について考えます。義務教育費国庫負担金が富裕府県に交付された、その穴埋めとしてこういう措置が適當であるかどうか、もと／＼持つておつたところの独立財源を取上げて、それが果して自治を尊重した態度であるかどうか、若し国庫負担金の増大が問題であるならば、むしろ他の国庫補助金の交付について手加減をするのを考へてはどうか、最近アメリカなどでは州の地方団体に對する補助金にもかなりその団体の貧富によりまして差等を設けております。そういうことも決して補助金について不可能ではないかと思つております。更に税源のアンバランスの均衡であります。これもすでに地方団体が持つておるものを取上げるというやり方ではなくて、やはり平衡交付金式のものによつて国から財政調整をするという方法が適當ではないかというふうに思ふのであります。

時間がありませんで市町村に移りたいと思ひます。先ず市町村民税であります。これは先ほど申しましたように、道府県民税の分だけ市町村民税から割愛するといふ行き方は、政府でも絶えず言つております。市町村は基礎的な自治体である、今後育成すべきだ、そのために町村合併もやつておるわけでありませう、そういう線に非常に食い違ひするのではないかと、ふうに思ふのであります。それから市町村民税が先ほど大衆課税になつていくといふことを申しましたが、この傾向を進めておきますものは、市町村民税中の所得割といふものについて第二方式によりまして、百分の十という制限税率がございます。この百分の十で上を押えられておるために、どうしても低額所得者のほうにし寄せをされるという結果に事実相成つております。だからこの百分の十という制限税率はこれをもう少し大幅に緩和すべきではないか。なお市町村民税につきましては勤勞所得者の所得が非常に正確に、これは当り前の話であります。正確に押えられて相当負担が重くなつておる。そういう点から勤勞控除を考へる必要があるのではないかと。

次に固定資産税の問題であります。税率は百分の一・四に引下げられておりますが、一方大企業関係の固定資産、例えば産業合理化のための機械設備とか、或いは発電、送電、変電、重要物産の製造とか、そういう固定資産についてかなり手厚い優遇策が講ぜられております。例えば評価価格の三分の一又は二分の一に課税する、こういう政策といふものは、これは国が日本経済の自立のために必要だといふので、併しそうであれば、それは国の国

税又は国の他の補助政策とかそういうものでやるべきであつて、これを市町村が直接にそれによつて非常に打撃を受けるようなこういう固定資産税に於いてやるべきではない。このために大きな打撃を受けるわけでありませう。それから電気ガス税についても大体同様なことが言えるのであります。特定産業について非課税をするといふふうなことを言つておられますが、そういう必要がどの程度にあるのかどうか、又電気ガス税といふふうな税金は、私としては寡聞にして外国にも余り見受けたことのない税金であります。できればこれを廃止する、又税率を半分ぐらいに減らすということが国民生活の上から要求されるのではないかと思ふのであります。

それからたばこ消費税であります。これは府県及び市町村共通の問題であります。今回の税制改正におきまして、このたばこ消費税を国から一部地方に譲つたといふことは、これはかなり優れた改正であると思ふのであります。これによつてたばこの値上げをするのは私は賛成できないのであります。併したばこ消費税の委譲の率が最初地方制度調査会で考へられましたが、その率も半減又はそれ以上にされております。そのために税制改正の最初の目的が非常に不十分になつておるのであります。そういう意味でこの委譲率、地方制度調査会の委譲率を、即ち府県には百分の十、市町村には百分の二十という程度ぐらいに委譲されることが適當ではないかというふうに思ふのであります。

それから地方財政平衡交付金の改正の問題であります。これは今回地方交付税に改める、このことはその財源を確保するといふ面においては非常に結構なことかと思ふのであります。併しながら国の所得税、法人税、酒税の二〇%といふもので押えられるために、ともすると平衡交付金本来の役割を非常に抑えつけられるという結果になりはしないかといふことを憂へるのであります。現に今回の法案の中にも基準財政需要額が基準財政収入額を超える額が平衡交付金総額の百分の九十四を超える場合には財政需要額のほうを調整するといふことを言つております。これはもうすでに財政需要額のほうを抑えようとすることの兆しでありまして、こういうことはすべきではなく、必要な場合には法律を改正して繰入率を改めるといふ方法にすべきではないかというふうに思ふのであります。

以上時間がございませんで、非常に極く粗筋を申し上げたのであります。今回の税制改正によりまして六百二十四億円の地方税の増収があると言われているのであります。併し一方府県警察、或いは給与ベースの改訂等で殆んどそういうものは食われてしまふ。だから結局最初に地方制度調査会以来企図されました地方税、独立税の強化ということも非常に力弱くなつてゐる。又最初から非常に重視されました貧富地方団体間の財政のアンバランスの均衡という点も、或いは遊興飲食税の国税移管が中止されたり、或いはたばこ消費税の委譲率が低減されたといふようなことで非常に弱くなつてゐます。こうした結果、今回の税制改正だけで

第三部 地方行政委員会会議録第十五号 昭和二十九年三月二十七日 【参議院】

以て将来の地方財政が現在の窮迫状態を逃れられるというふうには到頭考えられないのでありまして、この際国内行政における府県市町村の地位並びに地方自治というものを将来どういうふうにかえるかということも十分御検討願ひまして、それに副つた税源の配分の方法というものを確立して頂きたいと思ひます。

なお最後に一言申上げておきたいのでありますが、私もよく地方の農村や府県その他に調査に参りますが、最近では地方の農村の人たちも国税や地方税に対する批判力をかなり高めて参つております。そういう意味におきまして、どうか税金の使い途を検討し、正しくすることも必要でありまして、税金の徴収の仕方、負担関係ということについても十分御検討願ひ、いろいろ不明朗な事情によつて定められるというようなことがないよう、筋の通つた税法というものができ上るよう切にお願いして、私の公述を終りたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

○委員長(内村清次君) それでは次に主婦連合会総務の藤田孝子君にお願いいたします。

○公述人(藤田孝子君) 私は家庭の主婦といたしまして、地方税法の改正法案を拝見いたしましたときに、特に感じますのは、何か緊縮財政と逆の方向に進んでいる、つまり行政整理に相反しているような感じがするのでございまして、例えば譲与税などで申上げますと、一旦国に移したものを又譲与税として地方に与えることによりまして、

依然として地方にはその職員が必要なのではないのでございまして、又国にも必要だと思つてございまして、つまり二重になつて、従つて人の面でも物の面でも無駄な面が多くなるのではないかと、このことを冒頭に申上げまして、私の以下卑見を述べさせて頂きたいと思ひます。

今般の改正におきまして、最も大きな問題は何かと申しまして、私は入場税の国税移管の点であらうと存じます。御案内の通り現在の地方税である入場税百九十二億円を国税に移管し、その九割の相当額であるところの百七十二億円を各府県の人口に按分いたしまして地方に還元するわけでございますが、私どもはかかる税体系の基本改革につきましては、慎重を期して頂きたいのでございまして、御承知の通り現行の府県税制は事業税と入場税と遊興飲食税の三大税源によつて成立つておるものでございまして、入場税は事業税に次ぐ税額を持つておるのでございまして、府県の自主税源といたしまして、極めて重要な部分を占めておるのでございまして、昭和二十八年度において東京都の府県税分、これは調べて参つたのでございまして、東京都の府県税分の収入見込額を申し上げますと、事業税が百五十七億四千万円、入場税が五十一億四千万円、遊興飲食税が二十四億四千万円、その他の税が十三億四千万円となつております。従ひまして、この入場税を国税に移管されまことは、府県といたしましては三大税源の中の一つを失ふこととございまして、府県税体系の根本に揺れる問題であるのみならず、府県税制によつて立つ基盤を覆す

ことになるかと申上げて過言ではないのでございまして、私はこのようないことが果して地方税制確立の名に値するものであるかどうか、この点を御指摘申上げたのでございまして、もとより府県税につきましては、これと並行いたしまして、別に府県民税、不動産取得税、たばこ消費税、譲与税等の新税を起すことも考えておるようでございますが、地方団体の財政、地方住民の負担に直接関係のあるところの地方税制の根幹というものは、新税を起して突進をなさずからといつて、そのように簡単に抜き差しをしてよいものとは思われぬのでございまして、府県財政を充実してやるといふ考えがございまして、むしろ従来の根幹は根幹として置いて、その上に適當な新税を付加してやるといふ考え方が、親心が欲しいのではないのでございまして、どうか、そうすることによりまして、地方税制も安定し、地方財政も安定が保たれるのではないかと申したのでございまして、かかる方途を選ぶことが地方団体にといたしまして、又地方住民にといたしまして、極めて親切なやり方だと思つてございまして。

入場税は遊興飲食税と共に最も地方的特質、特色を持つた地方税としてふさわしい税種でありまして、去年から地方税として発足しているものでございまして、又現在徴収の確保も十分に行われておるものでありますから、地方税にふさわしい税は地方団体が徴収してこそ、初めて納税を通じて地方自治の伸展を期することができると考えるのでございまして。

又今次国税移管の意図するところは地方団体間の財源の偏在是正であると

言われておりますが、地方団体側から言わせると、これも私地方団体へ行つていろいろと勉強させて頂いたのでございまして、入場譲与税創設によつて、すべての府県において財源が豊かになるわけではないのでございまして、先ほどから公述人のかたがいろいろとおつしやつていらつしやいます、入場譲与税で増加する分は国からの平衡交付金とその分だけ減るわけでございます、財政上にはいささかもプラスはないわけなのでございまして、結局入場譲与税は地方団体にまつて實質的に何らの財源拡充乃至は財源調整の役目をなさぬものといふことになりまして、地方団体はむしろ自主財源である入場税を失ひ、入場譲与税という国庫財政と因果関係の深い不安定財源に肩代りをされることになるのでございまして、私ども主婦の立場から申しますと、こういった財源が何に使われるか、国の何に使われるかいろいろと心配もあるのでございまして、保安庁費だとか、いろいろの防衛費などを今殖やさなくてはならないときに、こういった地方から取上げたものもその方面に廻されるのではないかと、不安が非常にありますのでございまして、私は以上のような諸点から入場税を国税に移管する實際的必要も、その理論的根拠も認められませんが、国税移管には反対するものであります。従つて入場税は従来通り地方税に存置するものとして、地方税法改正案には所要の修正を施すべきものであると存じます。

又次に個人事業税について申させて頂きたいのでございまして、これもその性格が人税と言われております所得税と若干異なつておりますために、基

礎控除制のみが設けられておりまして、所得税において各種控除の制度があるのと趣きを異にしております関係上から、納税者においては所得税を納めなくてもいいものが事業税を納めたり、或いは又所得税の額よりも事業税のほうが多い場合などもあるわけでございます、かかる事情から各府県における個人事業税の納税状況が他の税金に比べて著しく劣つておるようでございます。個人事業税については基礎控除の額を大幅に引上げることが私はお願いしたいのでございまして、改正案によりまして、基礎控除額が昭和二十九年、来年度は六万四千円、平年度は七万四千円となっておりますが、私はこれを平年度十萬円以上十五萬四千円に引上げて頂きたいのでございまして、こうして負担の公平を図り、収入状況をよくするほうが賢明な策ではないでございまして、どうか。

次に住民税でございますが、これは府県税制の欠陥を是正するため新たに道府県民税を設けることは私は止むを得ないと思つてございまして、御承知の通り勤労者は所得税及び住民税を源泉徴収されているばかりでなく、現在の生活状況下においては相当重い負担になつております。これは低額所得者について所得税をもつと軽減すべきであると考えます。住民税につきましても、税率を少くとも市町村民税、府県民税併せて所得税額の五％に引下げの必要があると思ひます。これは地方財政計画上なか／＼困難な問題と存じますが、財政整理の宜しきを得るならば、必ずしも不可能なことではないと思ひます。私ども家庭経済を守るものにとつて切実な問題でございまして、

ら、何とぞ御検討下さいますようにお願いいたします。

次に又不動産の取得税でございますが、この改正案によりますと、家を新しく建てた、新築するものについては百万円の控除が認められておりますが、借家住いの者はたゞ／＼節約によつて家を家主から買うような場合には何らの恩典も考えられておりませんが、これは社会の実情を無視しておるばかりでなく、負担の公平を欠くと思ひます。従ひまして、少額所得者がやつと自己の居住する住宅を求めるといふような場合においては、やはり新築家屋の場合と同じように税負担を軽減して頂きたいのでございます。

又遊興飲食税につきましては、何らの改正の考慮もされてないようでございますが、大衆的な飲食につきましては、現在僅かに一品五十円、一回の消費料金百円以下のもので限定して課税を免除されておりますが、かような軽飲食につきましては、免税点をもつと引上げて頂きたいと思ひます。家庭人が消費する僅かな金額のもので遊興飲食税が課されることは誠に了解できません。又旅館につきましても、一定限度以下の純粋の宿泊関係につきましては課税すべきではないと考へるのでございます。

以上今回の地方税法改正法案につきまして、私の考へておりますことを率直に申し上げましたが、どうぞ皆様方の十分な御理解を頂きまして、格別なお取計らいをお願いいたします。して、公述を終らせて頂きます。

○委員長(内村清治君) 有難うございました。

○委員長(内村清治君) では次に全国指導農業協同組合連合会参事青木一己君。

○公述人(青木一己君) 私は農業団体の立場から、今度の地方税の改正に關しまし、意見を申述べさせていただきます。

資料はお手許へ行つておるはずだと思ひますが、そのうち二、三重要なと思われる点について申し上げたいのでございます。一つは、事業税の問題であるわけでありまして、これは事業税全体につきましては申上げませんが、ただ農業団体の中の農業協同組合につきまして、今度の改正法案によりますと、現行法によりましては農業協同組合の準備金の額が出資総額の四分の一に達していない組合なり連合会は非課税となつておるといふことでありまして、今度の改正法案ではそのようになつた財政的な基礎の固まつておらん組合でありまして税金がかかる、課税対象になつておるといふことであります。課税の対象になりましては、基準は、出資配当をした場合には大体その出資配当の額を基準にして算定する、こういうようなことになつておるのであります。この考え方いいかどうかという点について一つ申上げておきたいのであります。

協同組合は御承知の通りでありますけれども、これは非常に農業者なり或いは中小企業者なり、労働者なり、いずれにいたしましても非常な何と申しますか金に縁の遠い連中の組織で、そうしてそれが共同購入をする、或いは共同販売をする、或いは資金の共同の借入れをする、或いは資金の

共同運用をするというようなことをして行く、共同の力によつて今の現在の社会情勢に対応しようという動きをとつておるのでございますが、而もそれを常時やろうという形で出て来ておるのであります。で、常時やつて行くことになりまして、これは資金が必要ということでありまして、その資金をやはりお互いに持ち寄つてやろうという考え方から出て来ておるのであります。従ひまして、そうした考え方から行きますと、農業協同組合、これは青果消費組合でも同じであります。これは青果消費組合でも同じのは、一般の企業のような資本金といふものとは意味が非常に違つておるといふことであります。協同組合の一番大事な点は零細な経済行為を互いに共同して持ち寄る、事業を集中するといふことが眼目で、その事業をやるための資金といふものは、これはその事業をやり得るだけの資金があればいいといふことで、どん／＼と資金を殖やして行つて、その資金の基礎において事業を拡大して行こうという性格の資金とは非常に違つておるのであります。従つて今の出資配当を基準にいたしまして率を算定する、額を算定するといふような考え方は、これはさういふ考え方を持ちますと当然起つて来ないといふことであります。従つてどういふ形が出て来るかと申しますと、いうと、やはり資金をお互いに出し合ひの定期預金の利子くらいのは、まづ一つ出合つて配当をして、さうして我慢をお互いにしようという考え方になつて来ておるのであります。従つて法律でも五分という制限が加えられてお

るのであります。従つてこれを出資配当をするといふことをできるだけ制限して、内部留保をさせようというふうな考え方では、さういふ今の今の書き方がされたいといふと、そこら辺のところは少し考え方としておかしいんじゃないのかという気がするものであります。従つてさう考へて参りますといふと、やはり事業税につきましては、現行法通りを尊重しておいて頂いたほうが筋が明確に通るという気がいたしますので、その点を一つ申上げておきたいのであります。

それから第二点は固定資産税に關連してであります。その中で特に申上げておきたいのは、これは農山漁村電気導入促進法に基きます発電施設の問題であります。結論を申し上げますと、それは非課税にして欲しいといふことであります。改正法案によりますと、発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産で、電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者並びに農山漁村電気導入促進法に基く農山漁業団体がそれ／＼その用に供するものは最初の五年度分は価格の三分の一の額、その後五年度分は価格の三分の二の額を基準としてさうして課税するといふことになつておるのであります。これは一般の企業とそれから農山漁村電気導入促進法に基きますさういふ発電施設等と同様に取扱つておるのであります。この点につきまして果してそれでいいかどうかという問題であります。と申しますのは、今の農山漁村電気導入促進法に基きますその電気施設等でありまして、これはどういふ性格のものかと

申しますと、これは一般の電力会社が採算上引合はんからさうした所へは電気も引かない、従つてその地方から申しますと、電気の恩典にはあつたらないといふような非常な僻地の問題であるのであります。そこでやはり調べて見ますといふと、現在電燈の付いておらん部落が六千二百二十部落あります。戸数にいたしまして二十万戸もあるといふことであります。さういふ地方の人たちはやはり電力というものの恩恵も受けたといふことでは、やはり金も借り、或いは金も出し合つて、さうしてみずから発電してやつて行こう、さういふ考え方を持つて来ておるのであります。採算がとれないところをみずからその住民が立つてやつて行こうという性格のものであるのであります。これは丁度医療組合もさういふ形をとつて参つておるが、昭和の七、八年頃からあります。昭和の七、八年頃からあります。その出て来た過程を見ますと、やはり医者の方におきまして、皆さんの今の恩恵を受けるにはどうして自分みずから病院を持つ必要があるんだというので金を出し合ひ、借金もして病院を作つて、さうして無医村をみずから解消して来ておる、さういふような形が出ておるが、丁度それと同じであるのであります。従ひましてさういふところは経費も余計かかることでありまして、非常に骨の折れる点であります。これはむしろ今の固定資産税といふよりなものはさういふ所におきましては、むしろ非課税にして頂くほうが妥当ではないのかというふうに思ひます。現在手を付けておる所が何

か百七カ所くらいある、そうして二十億くらい経費が注込まれつつあるという報告を受けておりますけれども、そういう事情にあつて、電力会社が採算上手を伸ばしておらんという所であるのでありますので、そうした点も御勘察願ひまして、これは同列に取扱ふことなく非課税にしておいて頂いたほうが妥当ではないか、そういうふうに存するのであります。

それからいま一つ、これは農業者の問題になるのであります。問題は農業者の固定資産税というものが、これは税率の上では一応軽減されたようになつて出て来ておるのであります。現行法の税率でありますといふと一・六であります。それは一・四にされようとしておりますのが、当面二十九年は一・五で一つやつて行こうといふことで税率が下つておるやうであります。併し現実問題となりまるといふと、その土地なり或いは家屋なりの評価というものがかなり高まつて来ておるといふことであります。お手許へ行つております資料の終りから三枚目を御覧下さいますとわかりますように、二十八年と二十九年の今の評価の上昇率であります。田が一・四で二四・四上つたり、畠が一・二上つたり、宅地が三・三、林地が五・〇、牧野が五・〇、原野が五・〇、家屋が一・二といふやうに上つて来ておるのであります。従つて今の税率をかけて算定してみますといふと、二十八年と二十九年で四十億も税金が実際高くなつて来ておるといふやうな形も出て来ておるのであります。これは農業者の財産と申しますか、生活状態から考えてみますとい

うと、こういう点は一つお考え願ひ必があるんじゃないかという気がするのであります。

それからいま一点、固定資産税につきまして気がついておられますことは、これはもうすでにお考えおき願つておるかも知れませんが、土地改良区の所有いたしますところの土地なりの施設であります。これは土地改良区といふものは御承知の通り公法人的な性格を持つておつて、こういうやうな同種類の法人には非課税になつておりますので、土地改良区の所有いたします土地なり施設といふものは、これは非課税にするのが当然であつて、或いはこれは見落されておつた点ではなからうか、そういうふうに思うわけでありま。

それからその次に不動産取得税の問題でありますけれども、これも一つは農山漁村電気導入促進法であります。か、それにもこれは非課税にしておいて頂いたらどうか。これは固定資産税の面と同じであります。現行法により申上げるのであります。現行法により申上げるのであります。農林漁業金融公庫から借りた金額につきましては、その借りた金額を差引いて残額について課税するといふ形が出ておられますが、その点も非課税にして頂いたほうが前申上げました理由で妥当ではないのかというやうにも思うわけでありま。それからなお農業協同組合乃至連合会の倉庫であります。農業倉庫なり事務所は現在固定資産税におきましては非課税になつております。やはり非課税になつておりますと同じ理由に基きまして、これも非課税にしておいて頂いた

ほうが妥当ではないのか、筋が通るではないのかというふうに思うわけでありま。

最後に一言申上げておきたいのは、農業協同組合に對します課税の考え方は一体どう考へて行つたらいいのか、そういう問題であります。そのために資料といたしましてお手許に行つておられますが、一番最後の二枚目に「協同組合に」に對してあります。が、「に對する課税の経過」といふことで、資料を一つ出しておるのでござい。それを御覧願ひます。とよくおわかりになると思ひますが、昭和十五年までは協同組合はこれは国税も地方税も全然実にかつておらなかつた、非課税であつたといふことであります。勿論十一年にやほり国の事情から協同組合に對しても資本利子税なり、売上税なり、或いは家屋税といふものを賦課したらどうかという案が。ありました。それは流産になつた。十五年から税金をかけられるやうになつて来ておられます。それはお手許に行つておられます資料の二枚目の裏の頁の最後であります。昭和十五年に特別法人税といふ税法を特に設けられて、国家の諸情勢からやはり協同組合もこれは税金をかける、併しこれは一般の法人とは別に、特別な法人税といふ税法を特に設けて頂いてかけるといふことになつたのであります。而もその附則には、この法律は「昭和十五年四月一日以後終了する年度よりこれを適用す、本法による特別法人税の賦課は支那事變終了の年の翌年十二月三十一日までを終了する事業年度分限り」といふことで、一応支那事變が終りますと、戦争が終ればこれは当然

削除するといふふうな限定付きでかけられて来ておつたのであります。ところが十八年に今の大東亞戦争によりましてその附則が取られて来ておるといふ形であります。そして二十二年の農業協同組合法になりましたといふと、これはそこに出ておられますやうに、非出資組合は勿論であります。出資組合もこれは所得税も法人税も課さない、地方公共団体は組合に對して營業税を課することができないといふことで、はつきりとこれは免税規定といふものが載せられたのであります。翌年の二十三年の七月七日に所得税法の一部改正に關する法律が、こ。これは特別法人税法が廃止されて、一般の税法系の中に協同組合の課税が入つて来た、そして法人税もそれから事業税もかけられるやうになつて来た。ただ差等が設けられて来たといふ形が実は出て来ておるのであります。そこで現在の協同組合に對します法人と申しますか、協同組合といふ法人に對する課税の考え方は大体どういふ形になつて来ておるかとお申しますと、今の準備金が出資総額の四分の一に達しないやうな財政的な基礎の弱いものについては非課税といふ形が出て来ておられます。そして財政が固まつて参りますればこれは出すといふやうな形が出て来ておるのであります。そして一般の企業と同様な取扱がされて来ておるのであります。併し考え方はやはりさういふ考へで行つたほうがいいのか、或いは今の協同組合の一つの何と申しますか、性格、本質といふものを認識して頂いて、そうしてやはり或る程度一般の企業とは線を引いてお考え願つて行くほうがいいのか、これ

は今後の私たちの研究問題であります。が、そこら辺の点は十分御勘察願ひまして、御措置をできれば非常に幸いです。時間が足りませんので、思うことを十分に申上げ得なかつたのであります。以上を申上げて、公述にいたすわけでありま。

○委員長(内村清次君) 次に、全国料理飲食喫茶業組合連盟事業部長毛利三君。

○公述人(毛利三君) 只今御紹介を受けました全国料理連盟の毛利でございます。今回諸先生方の御貴重なる御時間を拝借いたしました。地方税法中飲食税法に對する我々大衆業者の声を聞きとり下さる機会をお与へ下さいまして、誠に有難い次第と存じます。このたびの公述の要旨につきましては、先に請願文により概々記述いたしておりましたが、ここに二、三の点を附加えまして、当委員会の御審議の御参考に供したいと存するのでござい。

先ず第一に、遊興飲食税の沿革でございます。昭和十五年四月に初めて国税として遊興飲食税が設定されました。戦時下の奢侈を抑制する意図の下に、消費高三円以上の遊興又は飲食を課税の対象としたして実施されておりましたのであります。併しながら我々の取扱う大衆飲食は課税の枠外に置かれておまして、酒類の販売を伴う一部分がこの税に對して協力をするとする程度の極めて御理解のある取扱を受けておつたのでござい。ところが昭和二十二年の二月にこの国税が地方税に移管されました。その際外食券食堂、麵類及びパン、喫茶の

三業種に限つて一品五十円の免税点が認められて参つたのでございます。他の大衆飲食はことごとく免税点を撤廃されまして、以来七年間の間税率の引下げはございまして、依然として免税点の設置をみることなく今日に及んだのでございます。

そこで第二に申上げるとは、遊興飲食税はすでにその意義を失つており、むしろ庶民生活への圧迫である点であります。只今申上げましたように、遊興飲食税は戦時中の奢侈禁止又は抑制という狙いと、いま一つは當時の乏しい食糧物資の節約という政策的な配慮も多分に加味されておつたと推察されるのでございます。終戦以来すでに九年を経まして、国民生活も今やおおむね戦前の水準に回復した今日におきましては、すでにその意義を失つておる。むしろ大衆的飲食に對しこの種の税を存置することは、即ち庶民生活への圧迫であるより他は何ものもないのでございます。これについて具体的事例を二、三掲げて御説明を申上げたいと存じます。

一般庶民大衆が一日の労働を終えて一皿のカツレツ、又は天井なりに百円を投じ、それに加えて一ぱいの焼酎を飲んだと仮定いたしましたとして、その合計が百五十円であつたといつたとしても、それによつて一日の労苦を忘れ、明日への活力の源泉となることに思いをいたしたならば、この程度の飲食は今日の社会通念から見まして、奢侈といふにはほど遠いものがあるかと存するものでございます。又小學生の零足に當り、すし或いはサンドウィッチの弁当を百円で買ひ手えてやりまして、これをして奢侈と考える父兄

はございせん。更に昨今のごとく社会活動、事業活動に寧日なく、寸暇を惜しんで活動している人々にとりましては、止むを得ず外出先で食事をとらねばならぬこともある、我々の日常生活にしばしば体映するのでござい

ますが、こうした際の集會地又は訪問先の弁当、軽飲食等に最低の料理を注文いたしましたとしても、これがことごとく遊興飲食税の課税対象となつてゐる現状では、ただ國民生活を萎縮させ、活動意識を減退せしめるものでありまして、地方財政に寄与する対象としては余りにも多くの弊害を伴うものであることを強調したいのでござい

ます。更に緊縮財政下の國民生活を考えますときに、デフレが進行すれば、それに比例いたしましてこの種の大衆課税は更に比重を増大して、庶民生活を圧迫するものであることを併せて考へなければならぬことと思ひます。かくのごとく、現在では麵類、茶葉等に一品五十円、一回百円の免税点が設置されてゐるのでございますが、肝心の家庭の三食に代るべき大衆的必要飲食に對して免税点がないのは、ただ単なる不均衡と申上げる以上、消費大衆の食生活に對する直接的脅威ではなからうかと考へてゐる次第でござい

ます。と、如何に高価な品でありまして、菓子と同様に物品販売という建前から課税の対象となつていないのでございせん。これは単にデパートだけの矛盾ではございせんので、一般市中の飲食物販売の状況をみて、巷の間に非常に利用されております。總菜店の婚利用、法事用仕出料理又は折詰等は、これは店頭販売の延長という観点から非課税として取扱われておるので

あります。これと同等の、或いはこれより遙か安価な品物でも一旦料理店、飲食店の出前となりますと、店内の飲食の延長と見なされまして、課税対象となるのでございせん。これを要約いたしますと、同じ飲食物を商ひましても、営業者の個々の立場の相違のみで、一方は非課税であり、他方は課税されるという矛盾が存在するのでござい

ます。これらの矛盾を一掃する手段といたしまして、課税食品の類別を明確にして、業種を問わず画一的に御処理下さいますことを、同時に免税点の設置によりまして解決を図るのが妥当であるかと考へるのでござい

ます。これを若し強行いたしますならば、勢い値上げとなりまして、大衆のこうむる迷惑は申すまでもございせん。又業者といたしましては売行きに大きな支障を来しまして、自滅するはかばかございせん。そこで、止むを得ず顧客の犠牲となりまして、みづからその税額を負担いたして、いわゆる出血納税を余儀なくされてゐるのが偽らざる現状でござい

ます。以上、私も大衆を顧客とする零細業者の最大の悩みは遊興飲食税にありと申上げて過言ではございせん。この悪税の一日も速かに撤廃されんことを望むものでございせんが、その第一段階といたしまして、先ず免税点の設置を以ちまして大衆の経済的負担を輕からせたいと懇願してやまないの

でございせん。そこで、免税点の額が問題になるのでございせんが、私も大衆飲食業者といたしましては、一食百五十円以下を強く希望しておる次第でござい

ます。その数字的根拠は、大東亞戦後後の免税点三円を基準といたしまして、現在の小売物価指數約百倍でござい

ますので、当然三百円を唱へるもあえて不当でないと存するのでござい

ます。以上を以ちまして公述を終ることにいたしますが、参議院諸先生がたにおかれましては、私も業者の苦衷を御諒察を頂きまして、一般消費大衆のために現行法の一部修正を切にお願い申上げる次第でござい

以上長時間に亘りまして、御清聴を頂きましてことを厚く御礼申上げ

○委員長(内村清次君) 最後に、全国旅館組合連合会副会長小林毅君。

○公述人(小林毅君) 只今御紹介を頂きました全国旅館業者の代表の小林でござい

本日当地方行政委員会におかれまして、地方税法の一部を御改正なさるといふことを承りまして、この機会に地方税法の一部でござい

ます。遊興飲食税につきまして、この税金がたゞ／＼私も旅館業者は特別徴収義務者という義務を与えられており、重大な關係を持つておりますので、この税金に對する考へ、その他につきまして述べさ

して頂きまして、地方税法一部改正の御参考にして頂ければ幸甚だと存じ

ような場合に泊ることもございませうけれども、大体一般的には公私何か皆さん御用があつて泊りなさるのが普通でございませうので、この旅館における遊興飲食税の正当な課税理由というものにはあないではないかと考えられるのでございませう。併しながら止むを得ない用件で以て旅行なすつて旅館にお泊りなすつた場合に、その場合でも当然これは今日の国民生活の一般の標準的な生活程度から見た場合には、これは贅沢な室料である、これは贅沢な食事であるという点がございますので、そういう点につきましては、これは例外だと考えております。

それからこの旅館で休むような場合に又食事をするというようなことは、これは人間の当然の生存のために必要な行動でありまして、殊にこういうような基本的な人間生存のために必要な行動に対して課税するというようなことは、よほど慎重な態度で課税して行くべきではないかと考えております。

税金を納めないという、旅先で以て旅館にも泊れないという、これは常識的に考えてもどうも余りに不合理千萬であると考えられるような次第でございませう。なお且つ、今日旅行いたしましたのは、公私あらゆる用件がございまして、その要件のために旅行するのでございませう。旅行する旅行者の立場から見ましたならば、必ずやそこに政治的の目的を以て旅行する、又は経済的の目的を以て、文化的活動のためとか、或いは社会一般の活動のために止むを得ず旅行をしているのでございまして、こういうような場合に旅館に泊つた場合に税金を納めなければい

られないでございませう。これは一國の興隆発展にも重大な悪影響を及ぼすのじやないかと考えられるのでございませう。特にならぬ生存競争の激しい時代において旅行することが贅沢だというふうな考えは、恐らくはどなたもお持ちなさらないわけではございませうが、往々にして旅行が贅沢であるから旅館に泊ることも贅沢なんだ、だからこれに飲食税をかけるのだというふうな理由を述べられるのを聞いておりますので、こういう点もどうも余り現代の世の中におきましては納得のいかないことと考えられる次第でございませう。

それで、以上申し上げましたように、どうも遊興飲食税という税金は課税の理由に乏しい、納税義務者であるところの旅行者、いわゆる宿泊者が税金を納めるのにこれは当然納めなければならぬ税金だというふうな気持ちで納めにくい税金でございまして、又これを取立ます私ども旅館業者も、そういうことは知らず知らずの間に頭にございませう。と同時に旅館業者と申しますと、結局サービス業者でございませうので、お客さんの顔を見る、結局お客さんの感情を無視しては商売が成立しませんので、自然と或る程度税金の徴収率も手加減をしなければならぬ。法律で定めてある義務が気持よく実行することができないというふうな状態に置かれておるのでございまして、当然の結果、納税義務者の一般の旅行者のかたは納めにくい、旅館業者は取りにくいというふうな税金でございませうので、この税金を完全に取立てるといふようなことはなか／＼實際問題としてむずかしいのでございまして、そ

れでございませうので、私ども業者は従来一部を宿泊料に含めまして、お客さんかた頂戴しまして、他の一部は自分の売上げの中から納めておつた。先ほども他の業者のかたも申しましたように、私どもは一部出血納税をしておつたというふうな事情に置かれておるのでございまして、これは本来こういうふうな性格の税金でございませうので、もつと早くこういうふうな税金は廃止すべきものだというふうな社会一般の世論が起きて来なければならなかつたのでございませうが、以上申し上げましたような理由で、その徴税の仕方が甚だ不適正であつたというために、業者のほうからこの税金を安くして下さいというふうなことをお願いするような状態に置かれておるのでございませう。

それからこの税金は、御承知の通り實際課税ということになつておりまして、月々徴収義務者がこれを申告いたしまして納めるのでございませうが、その実態課税は全国の遊興飲食税を納める業者が約五十万おられますので、これを毎月実際にその帳簿について調査いたしまして納めさせるといふようなことはなか／＼困難でございませう。ましてやこれを年に延しますと、六百万の特別徴収義務者も帳簿を調査して納めさせなければならぬというふうなことは實際問題としてなか／＼困難でございませうので、形式は申告納税である課税ということになつておりますが、實際は地方庁と業者の間で以て団体交渉と申しますか、又はこちらの認定に對しまして或る程度の更正決定を毎月して来て納めさせるといふような状況になつておつて、その点が徴税の面におきましても、この税金は業者か

ら取立てるような場合にも甚だ不明朗な税金でございませう。これは一例でございませうけれども、現にその徴税方法といたしまして、二十七億五千万円の遊興飲食税の取立ての予算を組みまして、實際にはその八五%とればいいのだ、約二十三億三千万円ばかりの税金がとればいいんだという目途の下に、私ども業者に調定をいたします場合に、私ども業者の納税額をいさめようとするのは、約予算額の二割七、八分の水増しをいたしました三十二億一千万円くらいの調定額をしてくれというふうなことになるのでございませう。

その結果は、非常に正直者が滞納者その他の税金の納まらない場合の税を負擔しなければならぬというふうな非常に不明朗なところの多い税金でございませう。なおこの税金は以上申し上げましたように、なか／＼取立て業者といたしまして、特別徴収義務者といたしまして取立てにくいと同時に、又業者から地方庁が取立てる場合にも甚だ不明朗な取立て方をしなければならぬというふうな税金でございませうので、私ども業者といたしましては、できるだけこういうふうな悪い不明朗な税金は廃して頂きたい。ふだんこれを考へて参つておりました、特にこの課税の理由が乏しい旅館の室料に対する遊興飲食税、汽車の寝台車には遊興飲食税はかつておりませんし、近海航路の汽船にも遊興飲食税はかつておりません。こういうふうな宿泊に對しまして、旅館の宿泊だけに課税されておるといふような点で、不公平な取扱を受けておつたというふうなこともございませうので、旅館の室料に対する遊興飲食税だけは、これは速かに廃止して頂きたいと考へておるわけでございませう。

併しながら勿論今日の国家、地方を通じての財政の困難な時代でございませうので、私どもの立場といたしましては、少くともこの納税者の納得のべきような、今日の国民一般の中産階級の社会生活程度のかたの合理的な料金であるというふうな料金の、大体一泊室料が七、八百円の点に非課税点を設けて頂きますれば、かなりこの税金も明朗化され、旅行する場合にも納税する旅行者のかた、並びにこれを頂く私どもは非常に明朗な徴税ができるというふうなことになるのでございませう。本日この地方税法一部改正の御審議の機会に私ども旅館業者といたしまして、現在の実情を申し上げまして、何とかこの機会に室料の免税点を設けて頂ければ、甚だ幸甚だと考へる次第でございまして、どうか以上述べましたことを以ちまして、この機会に特に室料の七百円から八百円の点に非課税点を設けて頂きたいということを申し上げまして、私の公述を終らして頂きます。

○委員長(内村清次君) 以上を以ちまして、公述人の公述は終了しましたが、委員のかた／＼から質疑のあるかたは。

○堀末治君 大竹さん、あなたに一つお尋ねいたしますが、先ほど府県民税のことについてあなたが大変立派な御意見を拝聴したと思うのですが、市町村の負担金で納めたらどうかという御意見ですね。これは大変結構なことだと思ふのですが、そこでいわゆる府県民税は今の負担分という点から考へられた方がいい。あなたのようなやり方ですと、その点が一つ欠けますね、要するに府県民税の負担分とい

ふでございませう。これは一例でございませうけれども、現にその徴税方法といたしまして、二十七億五千万円の遊興飲食税の取立ての予算を組みまして、實際にはその八五%とればいいのだ、約二十三億三千万円ばかりの税金がとればいいんだという目途の下に、私ども業者に調定をいたします場合に、私ども業者の納税額をいさめようとするのは、約予算額の二割七、八分の水増しをいたしました三十二億一千万円くらいの調定額をしてくれというふうなことになるのでございませう。

その結果は、非常に正直者が滞納者その他の税金の納まらない場合の税を負擔しなければならぬというふうな非常に不明朗なところの多い税金でございませう。なおこの税金は以上申し上げましたように、なか／＼取立て業者といたしまして、特別徴収義務者といたしまして取立てにくいと同時に、又業者から地方庁が取立てる場合にも甚だ不明朗な取立て方をしなければならぬというふうな税金でございませうので、私ども業者といたしましては、できるだけこういうふうな悪い不明朗な税金は廃して頂きたい。ふだんこれを考へて参つておりました、特にこの課税の理由が乏しい旅館の室料に対する遊興飲食税、汽車の寝台車には遊興飲食税はかつておりませんし、近海航路の汽船にも遊興飲食税はかつておりません。こういうふうな宿泊に對しまして、旅館の宿泊だけに課税されておるといふような点で、不公平な取扱を受けておつたというふうなこともございませうので、旅館の室料に対する遊興飲食税だけは、これは速かに廃止して頂きたいと考へておるわけでございませう。

併しながら勿論今日の国家、地方を通じての財政の困難な時代でございませうので、私どもの立場といたしましては、少くともこの納税者の納得のべきような、今日の国民一般の中産階級の社会生活程度のかたの合理的な料金であるというふうな料金の、大体一泊室料が七、八百円の点に非課税点を設けて頂きますれば、かなりこの税金も明朗化され、旅行する場合にも納税する旅行者のかた、並びにこれを頂く私どもは非常に明朗な徴税ができるというふうなことになるのでございませう。本日この地方税法一部改正の御審議の機会に私ども旅館業者といたしまして、現在の実情を申し上げまして、何とかこの機会に室料の免税点を設けて頂ければ、甚だ幸甚だと考へる次第でございまして、どうか以上述べましたことを以ちまして、この機会に特に室料の七百円から八百円の点に非課税点を設けて頂きたいということを申し上げまして、私の公述を終らして頂きます。

うことの責任感が一つなくなる。それから又これは大変いいのですが、市町村会ではこういうことを研究して御決議でもなさつたのですか。

○公述人(大竹十郎君) 町村会でお手許に差上げました公述の要旨というのは、これは私の申述べます参考として事務局でこしらえたものであります。その前にお手許へこの法律案に対する町村会の意見、それから交付金の一部を改正する法律に対する意見というようなものが多分お手許へあらかじめお願ひしてあると思いますが、それは町村会の各機関できめたものであります。それでその機関できめたものに対する要旨によつて私の申上げるこの公述の要旨ができておりますから、大体町村会でこしらえたもので私の個人的に特に變つておる点と思われる点はないものと御承知願つていいのじやないかと思ひます。それで只今の負担金では負担分任の趣旨に副わないのではな

いかとこういふ御意見であります。先ほど申上げましたように、今度またばこの消費税が設けられれば、その点で間接ではありますけれども、若干県民税より以上に普遍的な負担分任ができるのじやないかと、負担分任という点も現在の町村における均等割にしましても、それから所得割にしましても、その多数の人が納めておるわけでもないであります。私の郡の状況ですけれども、静岡県の磐田郡という郡です。人口が十七万です。そのうちで納税義務を持つて町村民税を納めております者が四万五千しかありません。

○堀末治君 所得税は。○公述人(大竹十郎君) つまり所得割と均等割と合せてそういうことになつております。ですから大体その負担分任と申うてもそう普遍的に徹底した税制にはならんのだじやないかとかように考えますが。

○委員(内村清次君) それからちよつと委員のかたがたに申上げますが、乗合自動車協会の伊勢田君が急用のために先に帰りたいというのでありますから、そのほかから一つ質問をやつて頂きたいという申出が出ておりますから、そのほかから……質問がござい

ませんでしたならば……ありませんね。○公述人(伊勢田君) ちよつとお手許に配りました公述書にミスプリン

トがございまして、数字のことでござい

ますのでちよつと御訂正を頂きたいと思ひます。さつき申上げた六頁の七行目でございまして、観光バスの専

業者七十六と書いてございまして、五十二でございまして、お手許にお配り

いたしました参考資料の数字が間違つておりましたので、御訂正頂きたいと思ひます。以上でございまして。

○長谷山行教君 私も全国町村会の代表のかたにお伺いをいたします。入場税の国稅移管の問題について町村会のほうで何か取りまとめた御意見がござい

ましたならば、一つこの際結論的に簡明に一つお話ししたいと思います。

○公述人(大竹十郎君) 遊興飲食税は実はまあ府県税でありますししますから。

○長谷山行教君 入場税の問題につき

まして。○公述人(大竹十郎君) 入場税です

か。入場税も同様には府県のほうの税に

なつておりますので大体町村会として

は結局扱うならば遊興飲食税と同様に扱

うべきものじやないか。つまり財源の偏在しておる税目でありますから、

国稅に移すということであれば、これは共に国稅へ移すべき筋合ではないか。若しこれを取りやめて現行のままとするならば、両方とも現行のまま取りやめるべき性質のものじやないか。町村会としてはこれを別個にして片一方を切離して継子扱いをするのはどうかというふうに実は考えておる。まあ大体大蔵省が、私の率直な考えを言うと、今度の税制全般を通じての大蔵省の頑固なものにはちよつと非常に度しが

たい点があるというふうに私は考えておる。もつと地方自治を進展させるために親切的な自主財源を余計やるといふふうな考え方をしなければ、とても地方自治団体が健全な発達はない。税を一方で与えておいて一方でそれを

縮めるというふうな交付税、先ほどもどなたかのお話にあつたように、交付金を交付税と改めてしまつて、そうして今までの税をやりくりして結局プラスになるところが何にもない。こういう

よりよなり方では、むしろ入場税にしても遊興飲食税と同じように、従来

のようにしておいたほうがむしろ自治団体のためにいいのじやないかという

ような感じをさす状況です。

○伊能芳雄君 藤田教授にお伺いしま

すが、一番初めに自治団体の性格をは

つきりさせないで税制をいじつてもい

いのだというふうな御意見でありまし

たが、現在の段階においてはそうする

と、現在の税制そのままだ置かうが

い、こういうことになりますか。

○公述人(藤田武夫君) 地方自治の問

題をそのままにしておいて地方税制を

いじつてもいいのだ、そういうことは

言つたことはございせん。現在非常

に都道府県なりについているようなそ

れが将来どういふ性格を持つか、地方

自治の問題が現在非常に動揺してお

る。この点をばつきりさして後に地方

税制の問題を取扱うべきであつて、順

序が転倒してゐる、そういうことを申

上げたのであります。

○石村幸作君 藤田君にちよつと伺

いますが、これは各公述人皆さん代表者

のようになつておるので、あなたから学問の御研究の上から見ると述べを頂きたいのだが、この地方税源というか、財源の偏在ということをよく言われるが、特に地方制度調査会あたりで地方税の改正、地方財政の改正をやる殆んどその根拠は偏在の是正というところにはばかりに主として出ておる。各地方公共団体が一律平等ということではなく、困難だが、偏在を是正するということにしろ、欠陥が、無理が出て来ると思ふので、この点についてあなたがあたの学問的に研究された御意見を伺いたい。

○公述人(藤田武夫君) 今お話のよう

に貧富、地方団体間の財源の偏在を調

整する、これは今日の経済社会において

は地方財政上非常に重要な問題だと思

うのであります。それにしても只今

お話のありましたように、地方制度調

査会で非常にその点を重視していろいろ

な案を立てて来たわけでありまして

が、それは御承知のように入場税、遊

興飲食税の國稅移管、又たばこ消費税

を与える、或いは府県民税を作る、そ

れから地方財政平衡交付金の問題もあ

ります。そういうふうな考えられて

いるわけでありまして、私といたし

ましては、その方法はいろ／＼考えら

れるわけでありまして、今度の税制改

正案の中盛られてゐるうちに、地方団

体が現在持つてゐる税源を引揚げて、

そうしてそれを調整財源に振り向けるという行き方は、これは地方自治をどこまで尊重するかという問題と関連があるわけでありまして、地方自治を尊重するという立場に立てば、そういう行き方はその立場からは非難されるべきではないか、そうではなくてやはりシヤツプ勧告にもございまして財政調整交付金というものを樹立する。今度それが地方交付税という形で若干窮屈になるわけでありまして、財源の確保という点では先ほど申しましたように優

れた点があるわけでありまして、その財

源の確保を十分の意味で確保させるよ

うにして行く、そうしてその方向にお

いて財源の偏在を調整して行く、これ

が地方自治というものを尊重する立場

としてはどうあるべきではないか、そ

ういうふうに思つております。

○石村幸作君 その問題をもう少し少

突込んで行きたいが、時間が何だか

ら……

もう一つ、よくこれも先ほどからも

盛んに言われたのだが、負担分任、す

べてこれは県の財政の場合だが、こ

を完全にするとすれば、事業税を例え

ば商工業者のみが負担している、そ

れで而も、支出の場合は農村方面に非

常に土木工事その他で金が行く、これ

がよく言われることで、農林とか漁業、

もわかつておるのだが、学問的に見てこれをどうお考えになりますか。

○公述人(藤田武夫君) 今の御質問は事業税に關係してだけの問題ですか、そうではなくて負担分全税の問題でありますか。

○石村孝作君 全般の問題だけれども、特に負担分を完全にしようとする、事業税の場合に特に甚だしいところ、思つて事業税を出したのであるが、一般的なものとして事業税の問題を含めて……

○公述人(藤田武夫君) 今度の改正案でかなり中心の問題になつております。この道府県民税によつて、道府県における負担分を精神を活かすということになるわけでありまして、併しこれは御承知のように住民税でありまして、従来から事業税を負担しておる商工業者も負担するわけでありまして。そうなりますと、商工業者にとつては事業税と県民税の両方を負担する、負担分を精神は具体化されるわけでありまして、そうなるのとやはり先ほどもちよつと申上げましたように農林業関係、農業も主食等に関係した部分はこれは課税するのは不合理だと思ひますが、軽減した税率によつてそれ以外の農産物から生ずる所得、或いは林業に対して課税するというのが道府県民税の創設如何にかかわらず負担の公平という意味からは必要でないか。それから道府県は私先ほど申上げましたが、公選知事を中心としての自治団体であるために、今日の段階ではとにかく認めるべきものだ、そういうふうになりますと、やはり負担分を精神から道府県民税というものの創設は必要である。今度の形がよいというわけではありません。

が、原則的に道府県民税というものは若しそういうふうな考え方をすれば、やはり負担分を精神から必要である、こういうふうな考え方を……

○加瀬完君 私藤田先生にお伺ひしたいのでありますが、先生の御指摘になりました平衡交付金制度が地方交付税制度に変えられておりますので、この点今度基準財政需要額というものが主になつて或る程度の地方の必要度というものに対して柔軟性があるわけでありまして。交付税というものになりますと、交付税は或る率で抑えられ、今度の平衡交付金よりも柔軟性が地方財政の上からなくなつて来るのではないかと、これは考へ方によつては交付税というものを政府ががっちり抑えるというふうなやり方をされれば、地方自治は独自の立場でいろいろの仕事をやりたいことも仕事ができなくなつて、一つの官制統制といった傾向が強まつて来るのではないかと、反対に地方自治という点からすればその独立性が侵されるということにならないか、その点が一……

第二点は、交付税というものは一定の率ということになりまして、平衡交付金と違ひますので、各地方公共団体の貧富の差の幅がもつと據がつて来る危険はないか、この二つの点について伺ひたい。

○公述人(藤田武夫君) 地方交付税に改めることによつて従来の平衡交付金に比べて全体の枠が非常に窮屈になり、そしてそれを通じて中央政府の地方団体に対する官制統制が強くなるのではないかと、これが第一の御質問であります。これについても私も傾向としては大体そういう傾向が認めら

れると思ひます。すぐにそうなるかどうかは問題であります。なおその問題に關連いたしまして、御承知のように平衡交付金の何条かに、国の法令等によつて府県や市町村に義務付けられた仕事をやらなければならない場合、平衡交付金の減額又は返却を請求することができ。これは二年ばかり前に改正されて付け加つた条項であります。これは私は相当大きな地方自治の上から問題であると思つております。そういう条文と併せて今の傾向が今後強化される虞れがあるということとは十分言えると思ひます。

それから第三点の貧富地方団体間の財源の偏在の幅が大きい。そういうふうにおつしやつたのですか、ちよつと幅が大きくなるのじやないか、これはおつしやつた意味は恐らく総額において抑えられてゐるので、それで貧弱な県に余計やるべきところが余計行かない、だから結果そうなる、そういう御意見だと思ひますが、私もそういう影響が出るだらうと思ひます。それでその意味で先ほど申しましたように、

今度の改正法の中にも、地方交付税総額の百分の九十四を上廻つた場合には基準財政需要額を調整することができ、という条文がございまして、これではどうも基準財政需要額のほうを抑えられることになるので、そうでなくて他の条項のほうに、引續いて基準財政需要額を満し得ない場合には制度を改正することができるといふ条文がございしますが、このほうを活かすように持つて行くべきである。そういうふうな考へております。

○堀末治君 藤田先生恐縮ですが、もう一つ御意見を承りたいと思ひます。それは固定資産税の問題ですが、私は固定資産税というものは附加価値税がやめられるということになると、一種の底益的な性格を持つてゐるものだから頗るいいと思ひますが、ただ併し今一つ鉄道とか或いは専売公社のたばこのほうの關係を一つも取らない。これは頗る不合理だと思ひます。いやしくも公共企業体ということになつてゐるのですから、これは当然取るべきだ、私はかように思ひます。それから又もう一つには諸官庁の建物とは別といたしまして、諸官庁のために住宅ができてゐる。その住宅にそれ／＼皆おるのです。これもやはり地方の住民としてそれ／＼の地方のいろいろ／＼な世話を受けておる、こういうことになれば、私は官庁の建物はそれは取るに及ばせんけれども、住宅のようなものは当然固定資産税は要するに市町村税として取るべきものだ。私は常にこういうことを考へ、又それを常に主張してゐるのですが、先生これらに對してお考えは如何でございましょうか。

○公述人(藤田武夫君) 只今の御意見でございしますが、これは御承知のように大分以前からしば／＼問題になつてゐる点でございしますが、私も只今おつしやつたのと同意見でございします。国鉄にいたしまして、専売公社にいたしまして、一応独立採算制で殊に最近はやつております。そして半ば企業的な活動をしてゐるわけでありまして。そういうものについてこれは国税でも問題だと思ひますが、特に地方団体がそれに課税できないで、地方が財源に窮乏するということは、地方団体がそれらの建物、又今お話のような住宅、こういう場合には児童の教育、水道、いろいろ／＼なことに金が要るわけでありまして、これは当然課税すべきである。又それを何らかの形において保護すると思ひます。これは先ほど申したことでもあります。他の政策によつて保護すべきであつて、個々の市町村に重大な影響を与えるというた政策は賛成できないというふうな思ひであります。

○伊能芳雄君 藤田教授にばかり恐縮ですが、もう少し……。藤田教授はさつきからお話の中で地方財政は相当逼迫してゐるということをお認めのように、今参考人のかた／＼が皆言うように、これはいい地方税制だと言ふ人はいないやうです。皆これは免稅点を引上げる、或いは廃止しろというやうな御意見が多いのですが、そこで藤田先生自身も事業税の免稅点を上げるという御意見もあるやうですが、そういうことを仮に我々ができんとする、これはどうして地方財政というものが財政需要を何とかしない限りは持つて行けないわけですか。教授としてはその点においてどんなふうにお考えでしょうか、もつ／＼何かほかに適当地方税があるかどうか、或いは今の地方税の中でもつと税率を上げられるものがあるかどうか、御意見を伺ひたい。

○公述人(藤田武夫君) 只今の問題は非常に困難な問題であります。ほか適当な税金があるかどうか、殊に地方税があるかどうかという点になりますと、非常に今度まで地方税というのは相当漁り尽してゐるやうで、殆んどないと思ひますが、それから各公述人のかた／＼からいろいろ御要求があるという点も、まあそれ／＼の立場

から十分理解のできることであり、又御尤もなことだと思いますが、それをどの程度負担の均衡、又全体の地方財政と考へて取捨されて行くかというところは、これはむしろ参議院のほうで考へを願いたいわけでありませう。今財政需要額の問題がございましたが、今の御意見にもちよつと出ておりましたように、地方団体の都道府県、市町村の財政の膨脹というにつきましても、これは今日は税制改正の問題には私は触れなかつたのでありますが、これはこのままでいいとは言われないのではなからうか、十分これはやはり検討の余地があるのであつて、このままでいいのだ、窮迫はしてありますが、併し窮迫の内容をそのまま承認し、又この状態ですす／＼窮迫して行く、それでいいかどうかということは、これは相当やはり検討を要することであつて、これは全体のやはり日本の現在の国民の経済力、又その経済力の上に立つた全体の税源の上で、国と地方団体、都道府県、市町村というものがどういふ役割をするか、又如何にすれば簡素な、能率的な行政機構なり行政が行われるかというところを、これは根本的に地方財政計画全体を再検討すべきではないか、又そういうことをしなければ、税制だけをいじつても、地方財政の窮迫の問題は根本的には解決できないのではないかと、私はそういうふう考へております。又今日それをやらなければ事実にいかなるじやないかというふうな、非常に抽象的でありませうが、考へております。

○伊能芳雄君　もう一つ伺いたいののでございませうが、国及び地方団体における税源調整は必要であるという御意見

でありましたが、その税源調整に入場税を使うのが適當でないという御意見がありました。が、地方制度調査会の意見は入場税と遊興飲食税を主として、これもたゞ消費税の問題もありませうが、入場税、遊興飲食税を税源調整の一つの有力な支柱にしようという考へ方だつたのですが、藤田教授の場合には入場税、遊興飲食税を税源調整に使うのは適當でない、つまり地方制度調査会の意見については御賛成でない、というふうな解釈してよろしいのですか。

○公述人(藤田武夫君)　結構だと思ひます。

○委員長(内村清次君)　ほかにございませうか。ほかに御質問がなければ、これにて公聴会を閉じたいと思ひます。では公聴会をこれで終ります。

公述人のかたに申し上げます。どうも御多用中長時間の間有益な公述を頂きまして、誠に有難うございました。この委員会におきましては、只今の公述を貴重な審議の参考といたしたいと存じます。誠に有難う存じました。

それではこれを以ちまして、地方行政委員会を閉じます。

午後四時二十一分散会

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局